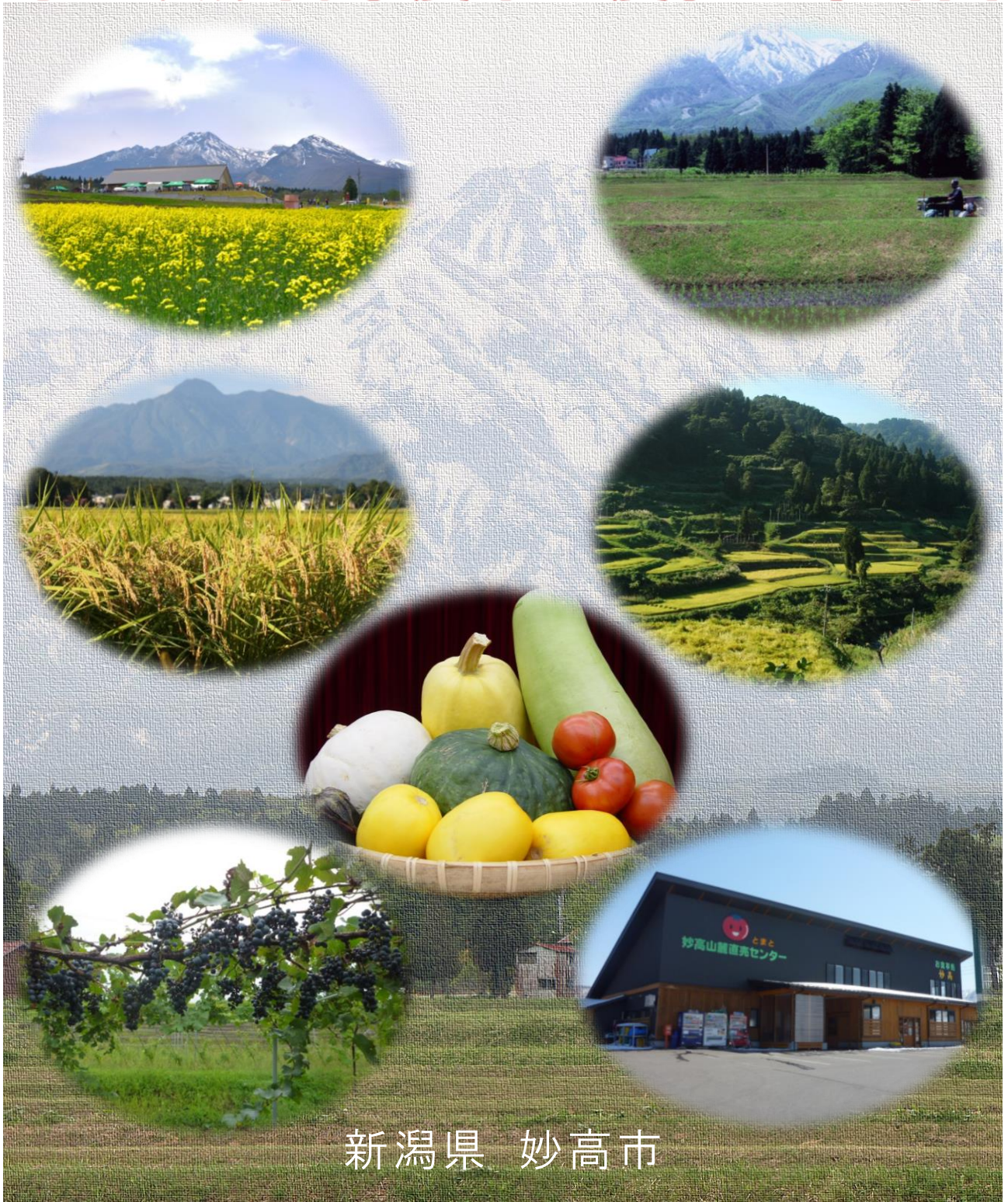


第4次妙高市農業・農村基本計画



新潟県 妙高市



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

妙高市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。
Myoko City supports sustainable development goals.

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 妙高市の農業・農村の現状と主要課題

- 1 妙高市の農業・農村の現状と問題点・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 妙高市の農業者・消費者等の意向・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 妙高市の農業・農村の主要課題・・・・・・・・・・・・ 26

第3章 妙高市の農業・農村の目指すべき方向

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第4章 基本目標を実現するための施策

I 持続可能な農業経営の推進

- 1 農業経営の安定化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 担い手の確保と育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 六次産業化の促進と直売所の販売力強化・・・・・・・・ 36

II 農村の保全と活用

- 1 優良農地の確保と農地利用の最適化の推進・・・・・・・・ 39
- 2 農地・農業用施設の適切な維持管理・・・・・・・・・・・・ 43

III 都市農村交流から移住・定住へ

- 1 都市と農村の交流拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 交流から移住・定住へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 2 基本的な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第6章 資料編

- 1 計画の策定体制と策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 2 意向調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

農業者の高齢化や後継者不足、農家所得の低迷、耕作放棄地[※]の増加等、農業・農村を取り巻く情勢は、年々厳しさを増してきていますが、一方では担い手の増加や農地の集積等、営農継続に向けた兆しも見えつつあります。このような中、妙高市の現状と課題を踏まえ、人口減少社会における持続可能な農業・農村づくりを進めていくため、その指針となる「第4次妙高市農業・農村基本計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 農業・農村を取り巻く情勢の変化

米政策の大きな転換である減反政策（生産調整）の廃止や、農業者の高齢化、後継者不足、農家所得の低迷、耕作放棄地の増加等、農業・農村を取り巻く情勢が変化してきています。

また、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）参加11か国による包括的・先進的な経済連携協定「TPP11協定」や日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（EPA）の発効、また、日米貿易協定の発効見通し等、農作物や経済のグローバル化が進展しています。

(2) 国の「食料・農業・農村基本計画」

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、現行の計画は、平成27年3月に閣議決定され、10年程度先までの施策の方向等が示されています。

食料・農業・農村基本計画は、情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされており、令和元年9月6日に食料・農業・農村政策審議会による新たな食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が開始され、令和2年3月に答申・閣議決定される予定です。

※耕作放棄地…農林水産省の統計（農林業センサス）で定義されている用語で、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。

(3) 国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」(改訂)

農林水産業を産業として強くしていく政策(産業政策)と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策(地域政策)を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、以下の4つの柱を軸に政策を再構築するとしています。そして、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるとしています。

① 国内外の需要(需要フロンティア*)の拡大

日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造するため、日本食材の活用推進、日本の「食文化・食産業」の海外展開、日本の農林水産物・食品の輸出拡大を一体的に推進します。

また、少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化していることから、新たな国内需要に対応した農産物・食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜等の生産、地産地消、食育*等を通じた新規需要の掘り起こしを行います。

これらの取り組みの前提となる「食の安全」と「消費者の信頼」を確保するための取り組みを推進します。

② 需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖(バリューチェーン)の構築

農林漁業者主導の取り組みに加え、企業のアイディアやノウハウ等を活用した多様な事業者による地域ぐるみの六次産業化を推進するとともに、女性や若者等多様な人材を活用し、農商工連携*や医福食農連携*等の六次産業化、地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進め、付加価値向上を図ります。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取り組みの拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築します。さらに、ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用したスマート農業を推進します。

これらにより、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出します。

③ 生産現場の強化

農地中間管理機構を整備し、分散・錯綜する農地等を担い手へ集積・集約化すること等で、農業構造の改革と生産コストの削減を図ります。

また、経営所得安定対策と米政策を見直すことで、経営感覚があふれる多様な経営体の育成と、これらの経営体が自らの経営判断で作物を選択できる環境の整備を図ります。

④ 農村の多面的機能の維持・発揮

高齢化・人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、女性や高齢者等を含め、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティの活性化を支援します。

*フロンティア…未開拓の分野、最先端。

*食育…生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

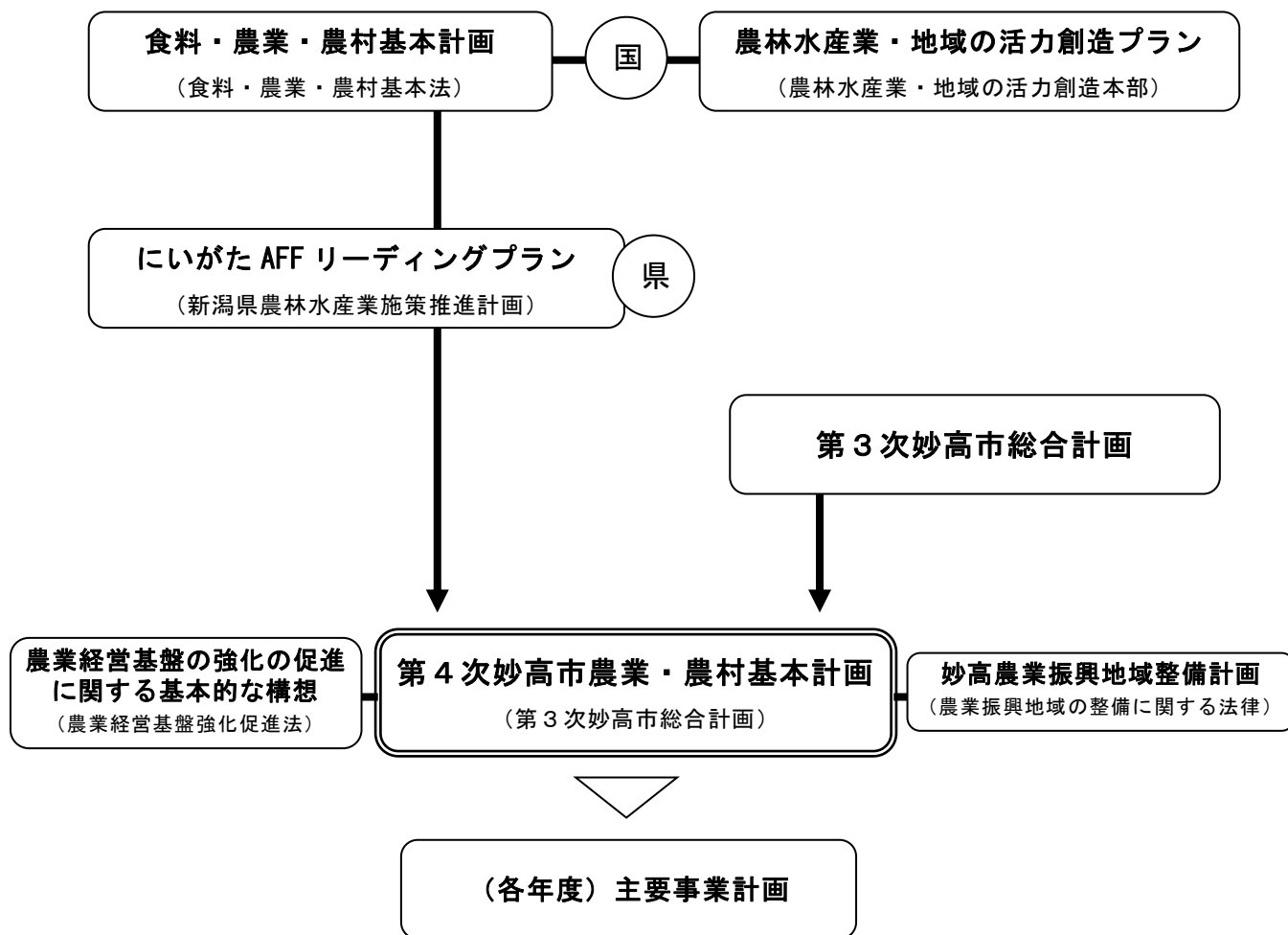
*農商工連携…農林水産業、商業、工業の産業間で連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して商品開発等に取り組むもの。

*医福食農連携…機能性食品や介護用品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大、障がい者等の就労支援等、医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取り組むもの。

3 計画の位置づけ

この「第4次妙高市農業・農村基本計画」は、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」及び「食料・農業・農村基本計画」、並びに県の「にいがた AFF リーディングプラン※」を踏まえつつ、妙高市の実情に対応した施策を盛り込むものであり、「第3次妙高市総合計画」に基づく個別計画として、農業分野の施策をより具体化するものとして位置づけます。

なお、本計画に基づく実施計画は、毎年策定する「主要事業計画」とします。



4 計画の期間

この「第4次妙高市農業・農村基本計画」の計画期間は、「第3次妙高市総合計画」の計画期間と合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

※にいがた AFF リーディングプラン…新潟県農林水産業 (Agriculture, Forestry, and Fisheries⇒AFF) 施策推進計画 (leading plan: 主要な計画) の呼称。

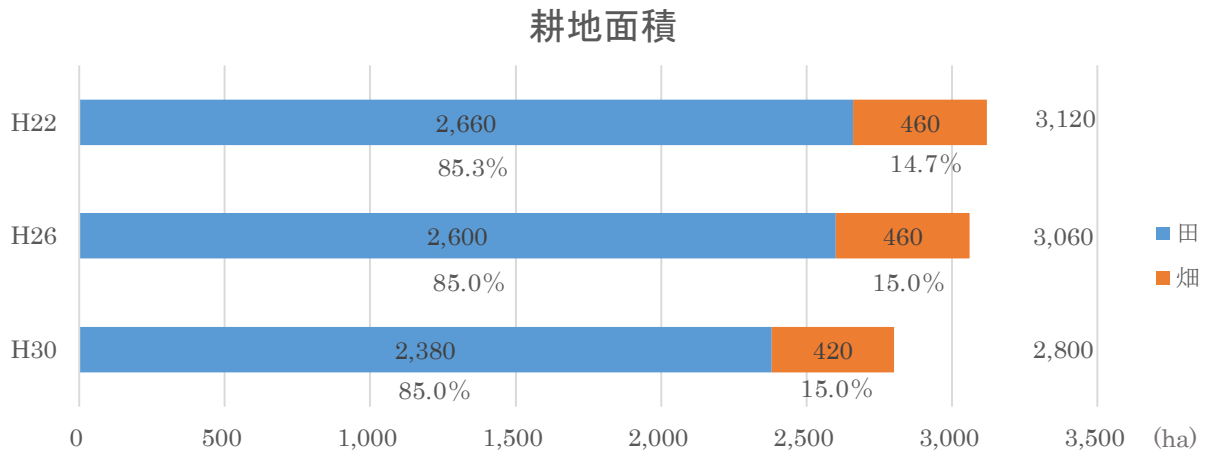
第2章 妙高市の農業・農村の現状と主要課題

1 妙高市の農業・農村の現状と問題点

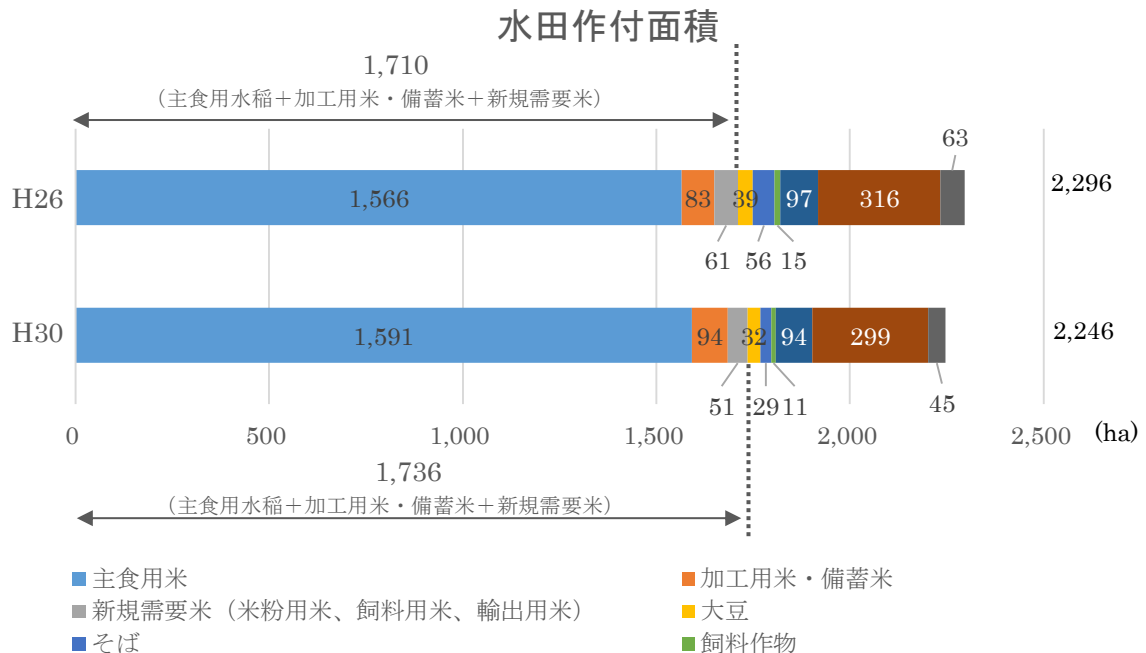
(1) 農業経営について

① 基幹作物は水稻

本市では、耕地面積*2,800haの85%が水田で、水田面積*2,246haの71%以上を主食用米が占めており、米を基幹作物とする水稻単一経営農家が主となっています。



資料：作物統計調査のうち面積調査



資料：水稻生産実施計画書

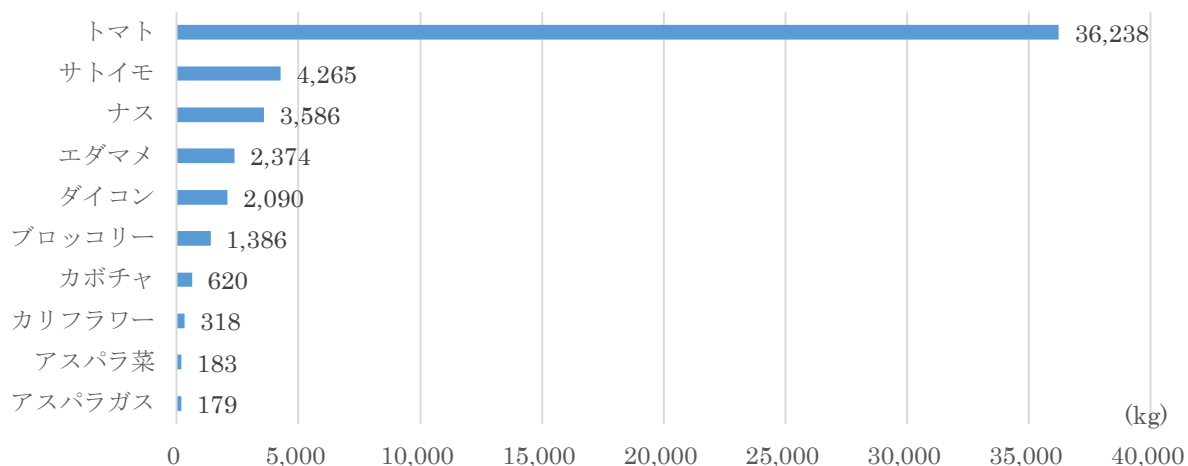
※耕地面積…農林水産省統計における「作物統計調査のうち面積調査」による田・畑の面積。

※水田面積…妙高市農業再生協議会で管理する「水田台帳」に登録されている田の面積。

②園芸は少量生産が中心

園芸作物については、トマトは一定の生産量があり、販路が確立されていますが、それ以外は農産物直売所向けの少量多品目生産が主体となっています。これまでも農業経営の安定化を目指し、水稻と園芸作物を組み合わせた複合経営への転換を促進しており、引き続き園芸作物の作付け拡大を図る必要があります。

平成30年園芸品目販売数量



資料：えちご上越農業協同組合（農協販売実績）

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
重点品目 [※] の販売数量	農業協同組合における取扱実績	80t	100t	51.2t	51.2%

重点品目の販売数量の実績は、目標値の半数である51.2tにとどまりました。園芸栽培は作業量が多く、一部作物では時期が水稻作業と競合する等、中小経営体での複合経営の導入が見送られる傾向にあります。新潟県が推進する園芸振興基本戦略[※]に沿って、園芸導入する際の不安を払しょくし、販売拡大が期待される新たな直売所の四季彩館みょうこう等と連携することで、関係機関が一体となって少量多品目による園芸産地化を目指していく必要があります。

※重点品目…妙高市農業再生協議会が振興作物として位置づけている品目。平成26年度時点ではトマト、ナス、アスパラ菜、カボチャ、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、ダイコン、サトイモ、エダマメの10品目。

※新潟県園芸振興基本戦略…園芸生産の拡大を目指し、令和元年7月に県が策定。販売額1億円以上の産地数の倍増や、園芸の栽培面積を1千ha増やすこと等を目標に掲げている。

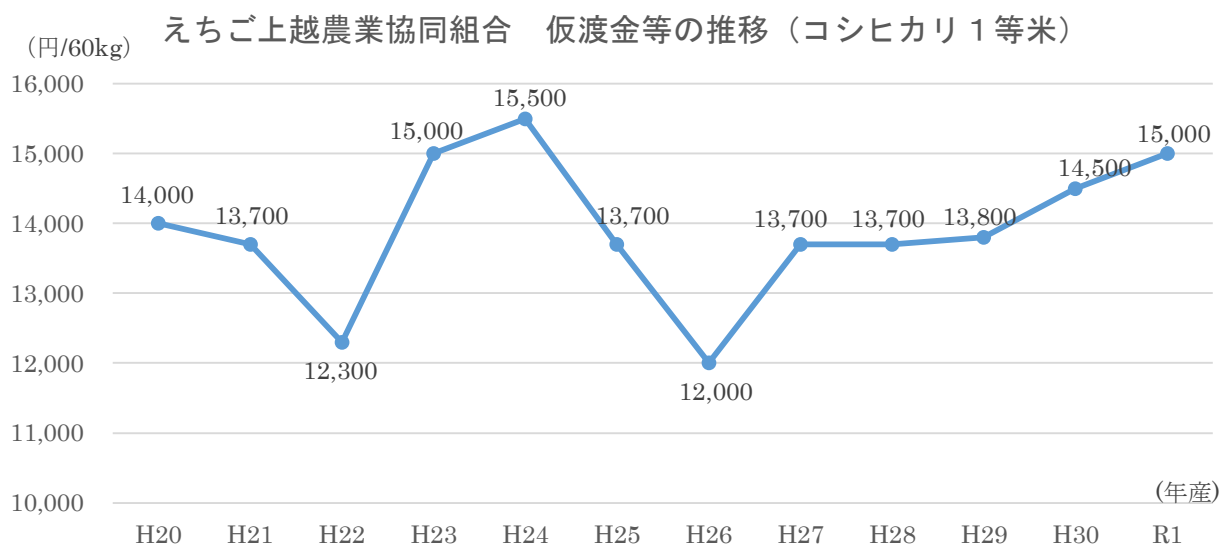
③ 農業所得の低迷と生産調整の廃止

えちご上越農業協同組合のコシヒカリ 1 等米の仮渡金をみると、直近 10 年間は 12,000 円～15,500 円の間で推移しています。

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の納税義務者のうち、農業所得が過半の農業者 1 人当たりの所得の加重平均額は約 152 万円で、農業所得だけで生計を立てるのは厳しい状況にあります。

また、平成 30 年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されたことにより、米の過剰作付けによる更なる米価の下落が懸念されることから、妙高市農業再生協議会では需要に応じた米生産に向けて、主食用米をはじめ作物ごとに本市全体の作付目標面積を設定しています。

このような米価の下落が予断を許さない状況の中、産地間競争を勝ち抜き、農業所得を確保するためには、これまで以上に、農家自らの経営判断に基づく米生産が重要となってきました。



資料：えちご上越農業協同組合

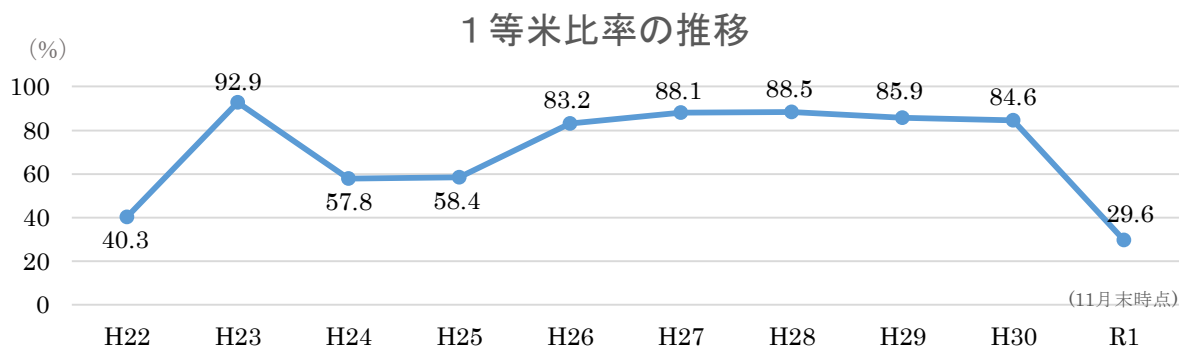
【第 3 次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
農業所得	課税者のうち、農業所得が過半の農業者 1 人当たりの所得額（市民税務課による）	193 万円	300 万円	136 万円	45.3%

農業所得は減少していますが、年によってばらつきがあり、H26～H30 の 5 カ年間の加重平均額は約 152 万円となっています。退職後の農業参入に伴う中・小規模個人農業者の増加や農業生産資材、燃料価格の高騰等、農業所得減少の理由は様々ですが、今後とも、販売価格の向上や販売量の増大を通じた収入を増やす取り組み、収量向上とコスト低減等、農業者の所得向上に向けた支援を講じる必要があります。

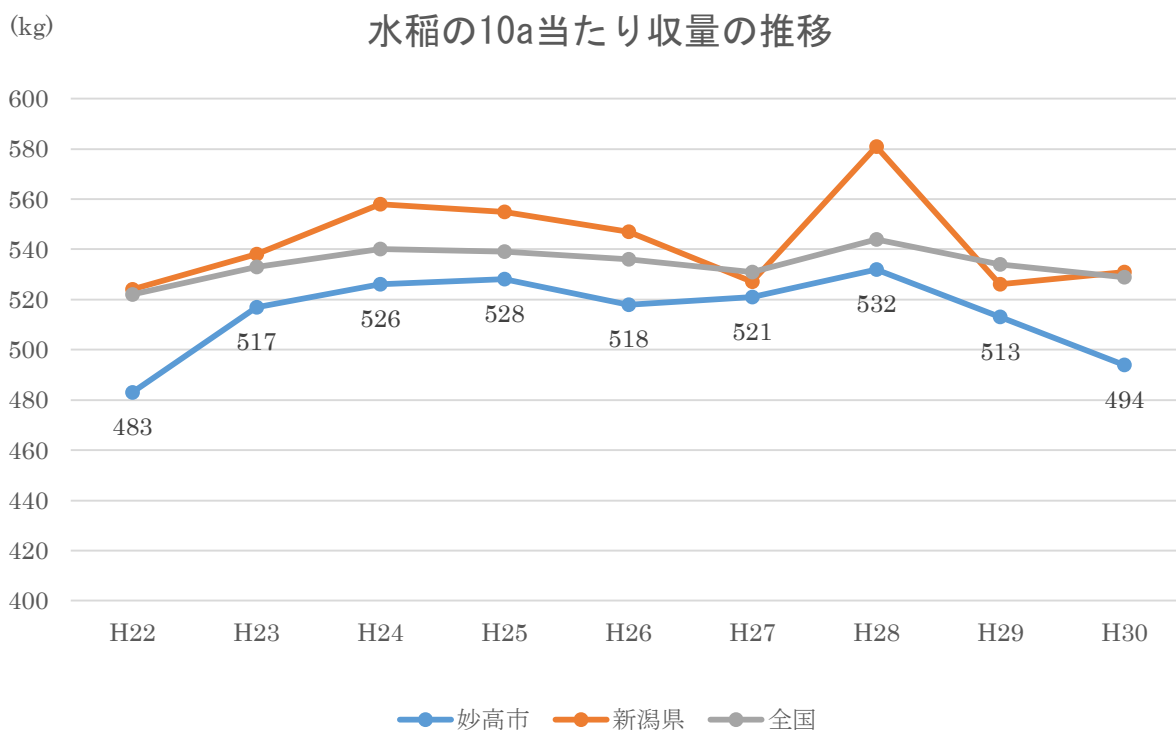
④ 不安定な米の品質

消費者ニーズや市場ニーズが多様化する中で、品質の高い米づくりを推進するため、えちご上越農業協同組合や新潟県農業共済組合上越支所をはじめ、関係団体が中心となって営農指導や病虫害の適正防除等の指導を行った結果、近年はほぼ1等米比率が80%を超えています。しかしながら、令和元年産においては、フェーン現象等による猛暑で一等米比率が大幅に低下したように、異常気象等によって品質や収量に影響が出ることから、異常気象に強い米の栽培管理方法の確立が喫緊の課題となっています。



※えちご上越農業協同組合各支店の検査結果のみ集計したもの

資料：えちご上越農業協同組合

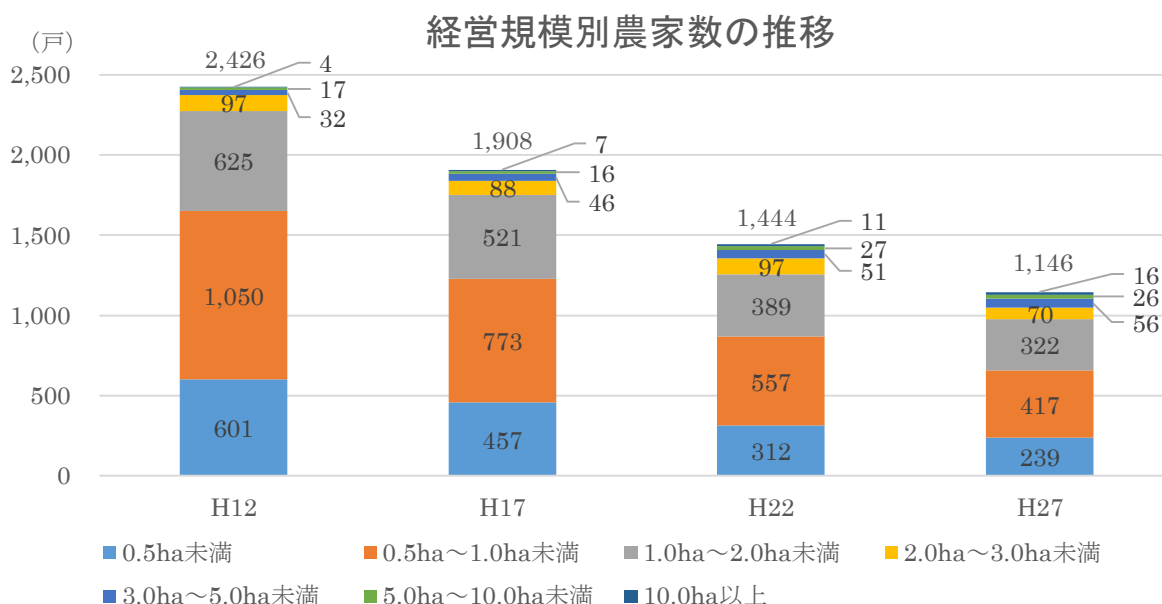


資料：作物統計調査の収穫量調査（北陸農政局）

⑤ 小・中規模農家が大多数、一方で大規模農家が増加

経営規模別農家数をみると、全農家のうち、1 ha 未満が 57%以上、3 ha 未満は 90%以上を占めており、小・中規模農家が大多数を占めています。

一方、生産拡大と経営の効率化に向け、経営規模の拡大を促進してきた結果、5 ha 以上の大規模農家数は増加してきています。



資料：農林業センサス

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
担い手への農地集積率	水田面積に占める、認定農業者及び人・農地プラン※に登載されている経営体（認定農業者を除く）の耕作面積の割合	43%	50%	46.5%	93%

担い手への農地集積率は現状値（H25）よりも上昇していますが、目標値である 50%には届いていません。地域によっては、担い手が確保できておらず、外部人材をいかに呼び込むかが課題となっています。また、担い手の一部では、これ以上の農地集積が見込めない経営体が現れてきており、単に担い手の数を増加させるのではなく、スマート農業の推進や農地の集約化等による、農作業の省力化、効率化等を通じた担い手のキャパシティの拡大が必要となっています。

※人・農地プラン…地域農業における担い手や、地域における農業の将来のあり方などを明確にしたもので、本市は全地域を対象に、平成 24 年度に策定している。

⑥ 盛況の農産物直売所を中心とした六次産業化商品の発信

本市が整備した農産物直売所は、農業者の身近で貴重な販路であり、また、消費者にとっては生産者の顔が見える安全で新鮮な農産物が手に入る場であることから、その人気は高まっており、売上額と出荷者数は増加しています。

また、全国的に農家等が、生産から加工、販売までを一体的・総合的に行う六次産業化の取り組みは、新たな産業や雇用創出、農村地域の活性化につながるものとして推進が図られています。本市では、地域グループや農産物直売所での取り組み等で動きがありますが、生業や産業としての取り組みに至っておらず、市では六次産業化の成功事例に向けて、加工用ブドウ栽培に取り組んでいます。

◆農産物直売所の売上額と出荷者数（登録生産者数）の推移

直売所名	項目	H22	H26	H30
妙高山麓直売センター とまと	売上額（千円）	190,669	201,723	209,368
	出荷者数（人）	259	272	299
	200万円以上売上出荷者数（人）	21	24	17
四季彩館ひだなん	売上額（千円）	122,064	167,238	241,808
	出荷者数（人）	120	205	266
	200万円以上売上出荷者数（人）	2	6	14

資料：農林課 農山村振興係

※売上額は、食堂を含む施設全体の売上額。

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
市内直売所の年間 売上総額	直売センターとまと、ひだなんの年間売上額の合計	3.4億円	4億円	4.5億円	112.5%
国、県制度を活用 した六次産業化取 組件数	国、県制度を活用した市内農業者の取組件数（累計）	0件	6件	2件	33.3%
農商工連携マッ チング件数	商工業者等への原料供給 マッチング件数（累計）	1件	7件	3件	42.9%

市内直売所の年間売上総額の実績は、目標の4億円を大幅に上回る4.5億円となりました。

今後も消費者から愛される直売所運営を支援するとともに、新規直売所である四季彩館みょうこうにおいても経営が軌道に乗り、既存直売所に追随するように、売上額の増加に向け支援していく必要があります。

六次産業化の取組件数では、5年間で2件が新規に取組みを開始しました。いずれの地域においても地元特産品を活かした農産物加工を行っています。生業や産業としての取り組みに至っておらず、未取組地域へも取組みの輪を拡大するとともに、地域を代表する商品化に向けて、成功事例を生む必要があります。

農商工連携マッチング件数は、2件増加しましたが、目標値には大きく届いていません。農家の所得向上を目指す上で、販路開拓は必要不可欠であり、マッチングを加速させていく必要があります。

⑦ 共同利用施設の整備状況

米の生産においては、市内にある共同利用施設の利用による、低コスト化や安定生産が図られており、老朽化した施設については、国の補助事業を活用し、計画的な施設整備が行われています。

また、えちご上越農業協同組合では、下表の7つの育苗施設を1つに集約し、令和3年産の作付分からの稼働を目指して新たな施設を整備することとしています。

◆主な共同利用施設（えちご上越農業協同組合関係）

施設名	設置年度	場所	規模	事業主体
ライスセンター	昭和45年度 (H17改築)	岡新田	402t	えちご上越農業協同組合
ライスセンター	平成7年度	関山	288t	えちご上越農業協同組合
カントリー エレベータ	昭和54年度 (H13改築)	北条	2,000t	えちご上越農業協同組合
妙高はねうま カントリー エレベータ	平成30年度	梨木	1,900t	えちご上越農業協同組合
低温倉庫	昭和63年度	長森	30,000俵	えちご上越農業協同組合
低温倉庫	平成16年度	岡新田	21,000俵	えちご上越農業協同組合
育苗センター	平成10年度	上越市 板倉区	10万箱	えちご上越農業協同組合
種子センター	平成6年度	菅沼	426t	えちご上越農業協同組合

資料：えちご上越農業協同組合

◆主な共同利用施設（生産組合等）

施設名	設置年度	場所	規模	事業主体
育苗センター	昭和51年度	十日市	18,000箱	斐太中部水稻生産組合
育苗センター	昭和53年度	谷内林	16,796箱	斐太南部水稻生産組合
育苗センター	昭和53年度	上新保	16,000箱	水上南部水稻生産組合
育苗センター	昭和53年度	北条	17,200箱	水上北部水稻生産組合
育苗センター	平成3年度	志	10,000箱	矢代東部育苗施設利用協議会
育苗センター	昭和61年度	両善寺	13,200箱	矢代西部第二水稻生産組合
育苗センター	昭和62年度	両善寺	14,000箱	矢代西部育苗施設利用協議会

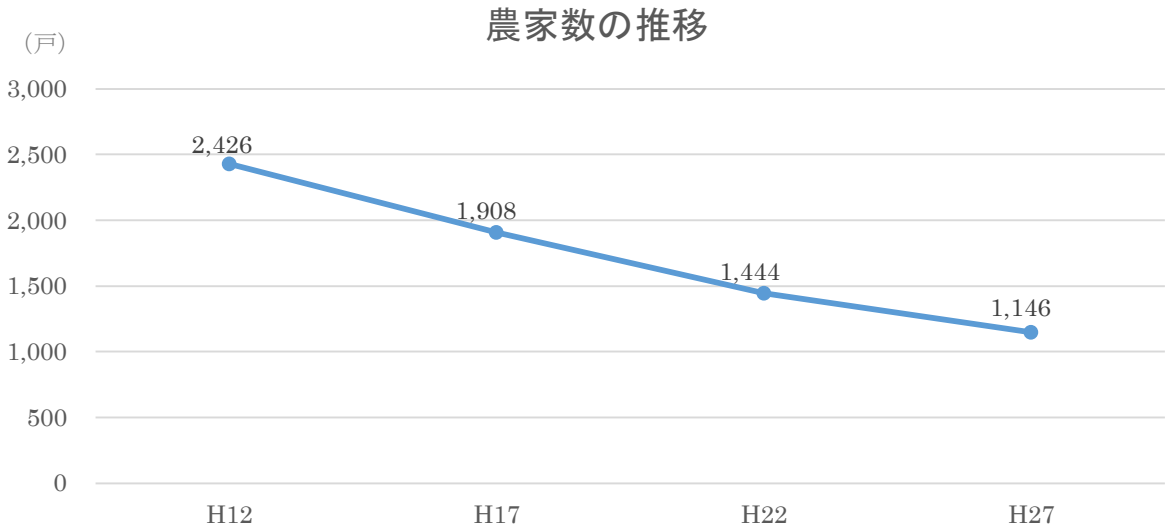
資料：農林課 農業振興係

(2) 担い手について

① 農家数は減少、第2種兼業農家が大多数

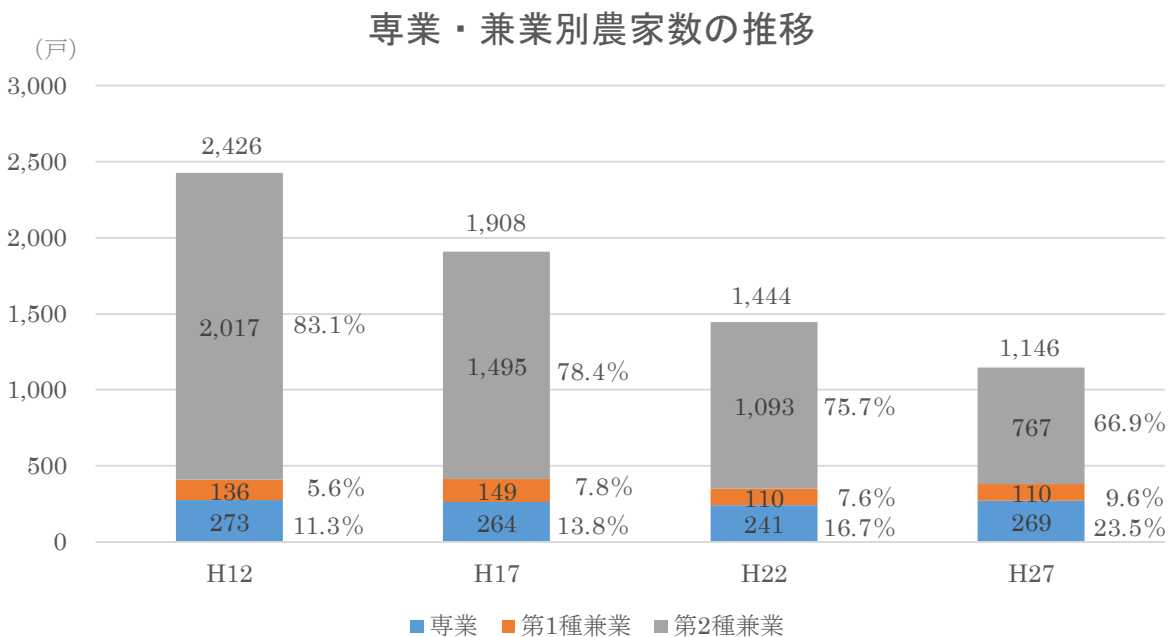
本市の農家数は、平成12年度には2,426戸でしたが、平成27年までの15年間に1,280戸も減少しています。また、専業・兼業別では、全農家の約67%が第2種兼業農家となっており、兼業農家が中心となっています。

平成12年度から第2種兼業農家数は大きく減少する一方、専業・第1種兼業農家数の減少幅は少なく、平成22年度と平成27年度の比較では、増加が見られ、担い手となる経営体が何とか維持されています。



※自給的農家（経営規模30a未満の農家）は除く

資料：農林業センサス



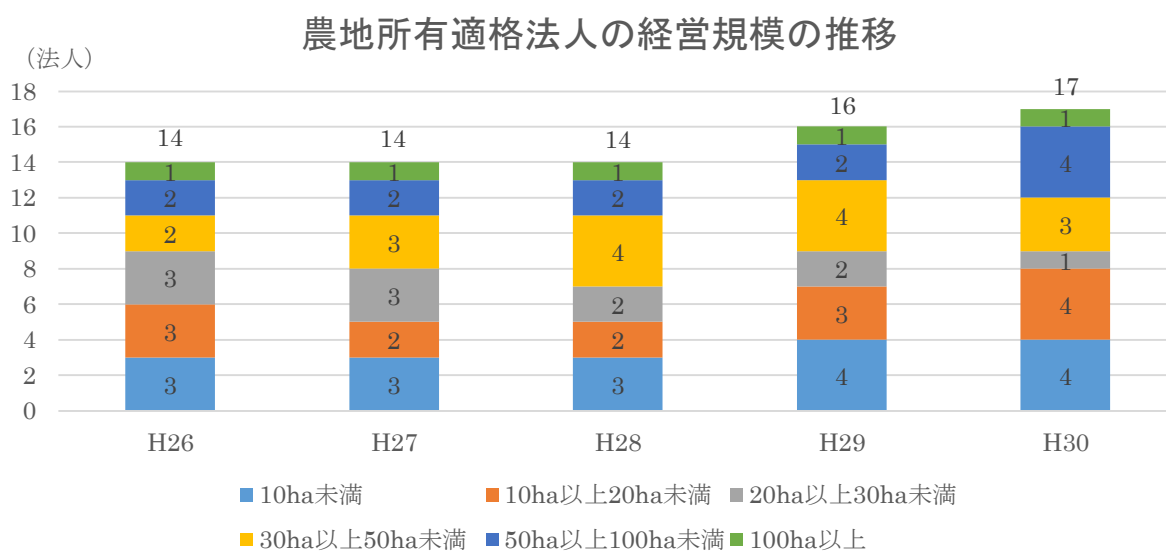
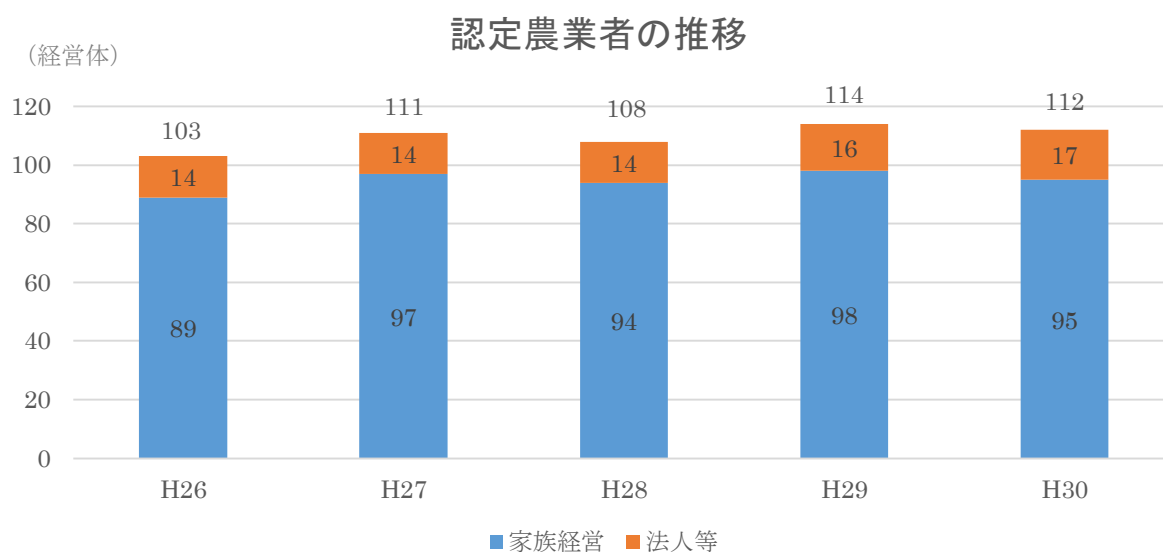
資料：農林業センサス

② 家族経営が主体、農地所有適格法人は 17 法人

本市の農業の主な経営形態は家族単位の個別経営体ですが、集落等を単位として複数の個別経営体が生産組織を設立し、農作業等を共同で行っているところもあります。また、農事組合法人・株式会社等の農地所有適格法人もあります。

意欲を持って農業経営の改善・発展を目指す認定農業者には、平成 30 年度末で 112 経営体が認定されており、妙高市認定農業者連絡協議会を通じた研修や情報交換、学校給食への妙高産米の供給等に取り組んでいます。

また、経営基盤を強化しようと法人化を促進してきた結果、第 3 次計画の中に 3 法人が新たに設立され、農地所有適格法人は平成 30 年度末では 17 経営体で、うち 9 経営体が耕作面積 20ha 以上の法人となっています。



資料：農林課 農業振興係

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
中心経営体数	認定農業者と、人・農地プランに登載されている経営体（重複者を除く）の合計数	102 経営体	80 経営体	125 経営体	64.0%
農地所有適格法人数	市内に所在する農業生産法人の数	14 法人	16 法人	17 法人	106.3%

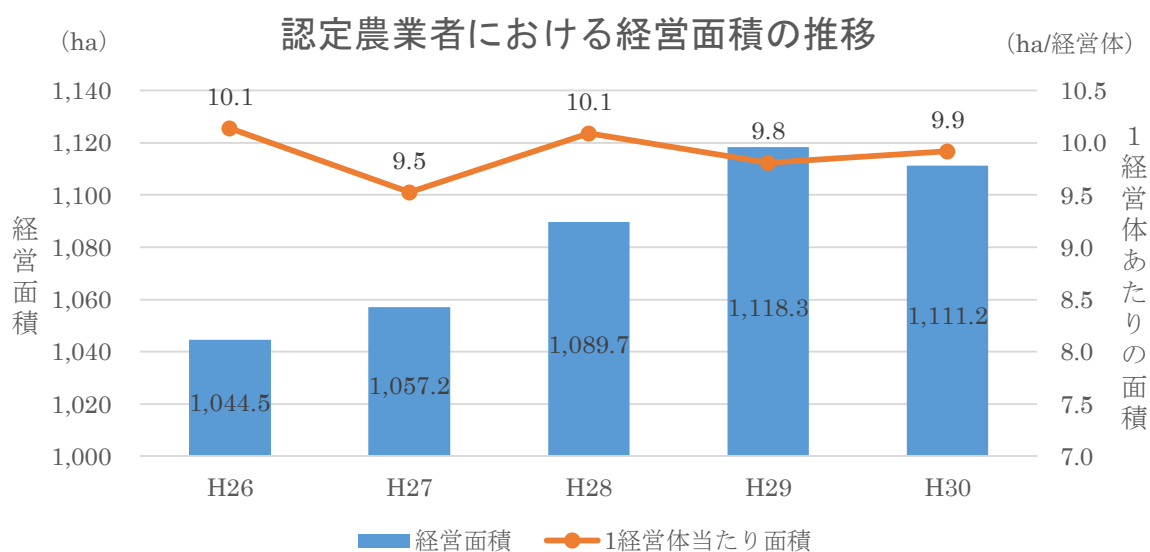
中心経営体数の目標値である80経営体は、平場を中心に農地の集積・集約化等により、経営体の特定と育成が進むことを想定し設定されており、農地の集積・集約化が進まない中、中心経営体数が増加したことから、目標値の達成には至りませんでした。しかしながら、中心経営体が増加したことで、農地の受け手が拡大したため、今後は現状の中心経営体数を維持しつつ、人・農地プランの実質化等を通じて、意欲ある経営体の育成を推進する必要があります。

農地所有適格法人数では、目標値の16法人を若干超える17法人が市内で活躍しており、法人数は順調に増加していますが、所得の低迷や構成員の高齢化等、法人の抱える課題を解決していく必要があります。

③ 認定農業者が徐々に規模拡大

生産拡大と経営の効率化に向け、認定農業者の経営規模の拡大を促進してきた結果、耕地面積2,800haのうち、認定農業者（農業生産法人を含む）の経営面積は1,111.2haで、農地利用集積率は39.7%となっています。

また、認定農業者1経営体当たりの平均経営面積は10ha前後で推移しています。



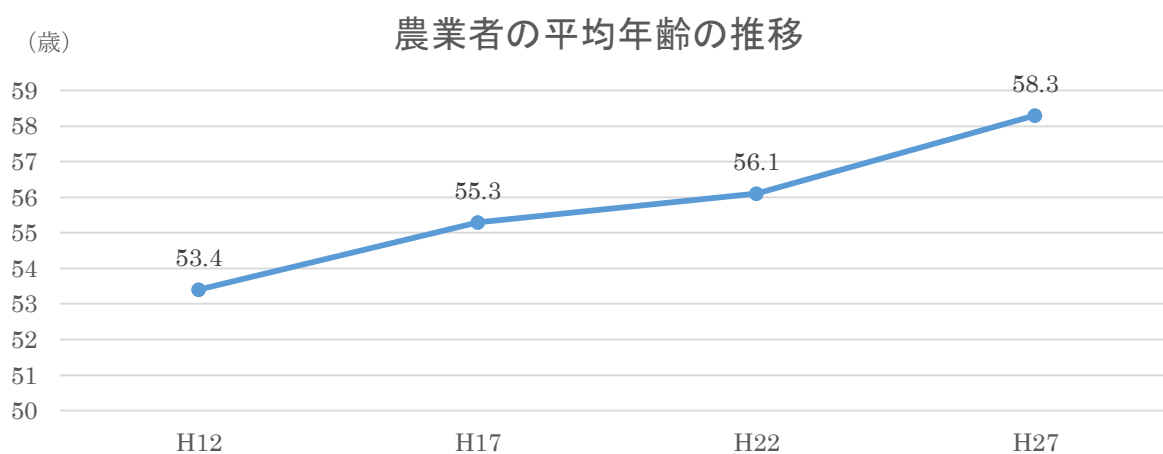
資料：農林課 農業振興係

④ 農業者の高齢化と後継者不足が深刻化

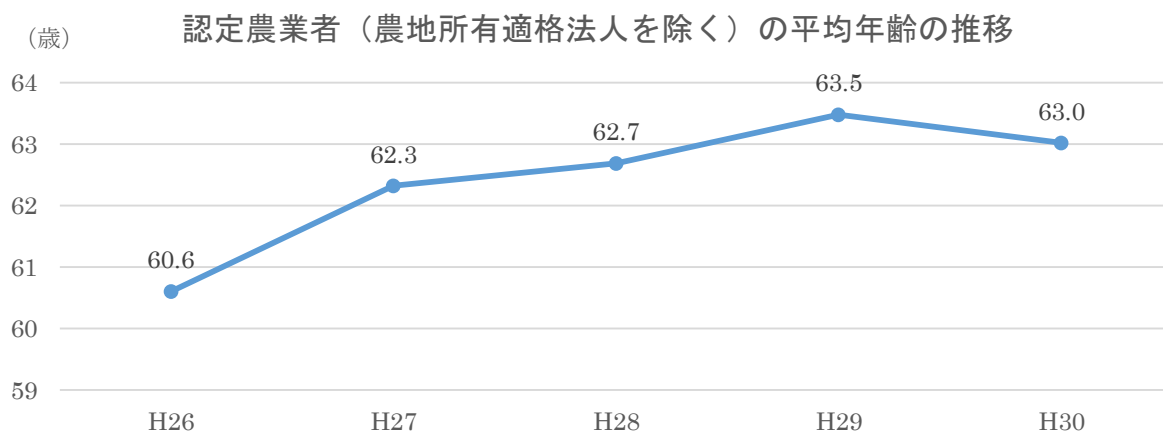
農林業センサスによる農業者の平均年齢は58.3歳で、平成22年からの5年間で2.2歳上昇しています。

また、農業の担い手として市が認めた認定農業者（農地所有適格法人を除く）の平均年齢は63.0歳で、平成29年度から若干下がりましたが、傾向的には、今後も高齢化が進むことが予想されます。さらに、農業を中心に行っている者の年齢は60歳代が最も多く、60歳以上の占める割合は77%となっています。

農業者に対する意向調査結果では、後継ぎ（農業に限らず）の現在の仕事が「農業に専従」、「農業に主に従事」、「他産業が主だが農業にも従事」の合計の割合は34%となっています。また、「他産業専従」と「学生」のうち、将来農業に従事する予定の割合は27%となっています。

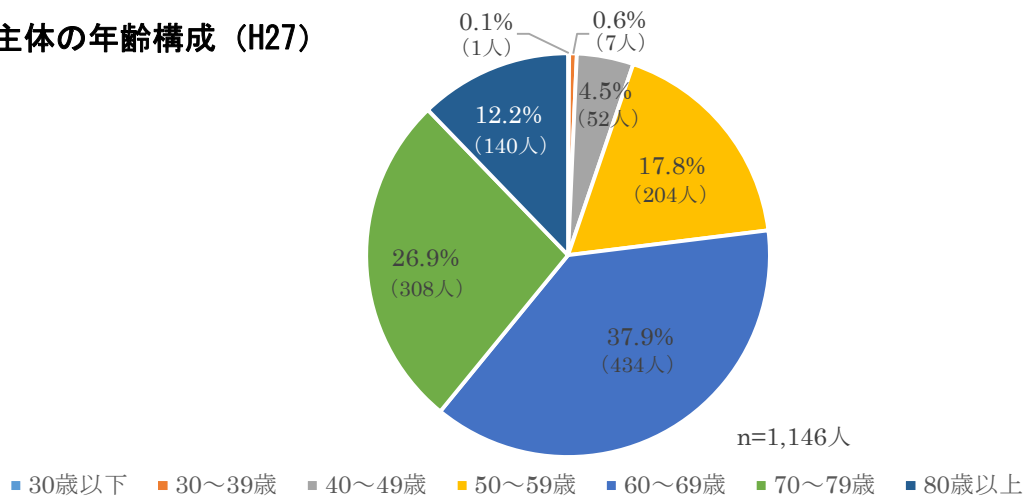


※H12、H17年は旧新井市、旧妙高高原町、旧妙高村の平均年齢を農業者数で加重平均して算出
資料：農林業センサス



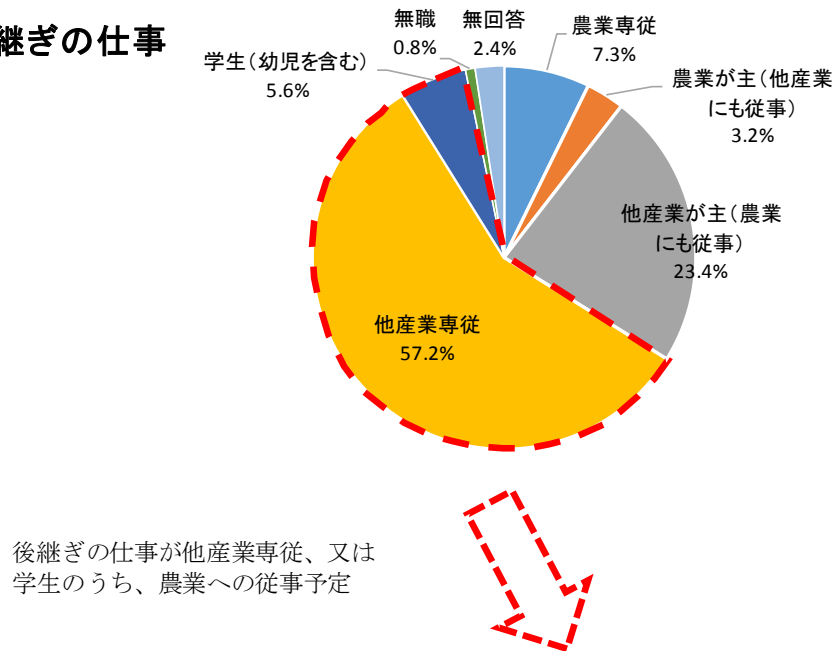
資料：農林課 農業振興係

経営主体の年齢構成 (H27)

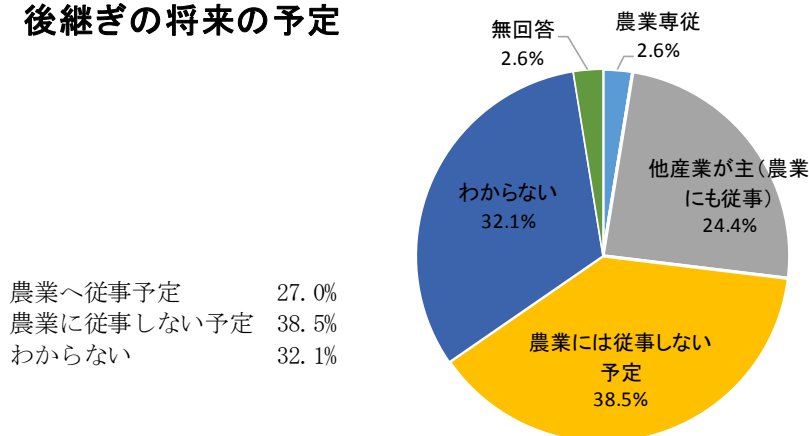


資料：2015 農林業センサス

後継ぎの仕事



後継ぎの将来の予定



資料：令和元年度妙高市農業・農村基本計画 農家意向調査

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
青年就農給付金※ の受給者数(累計)	青年就農給付金の受給者数(累計)	4人	16人	8人	50%
家族経営協定※数	家族経営協定を締結している家族経営体※の数	29経営体	34経営体	31経営体	91.2%

青年就農給付金の受給者数では、目標値16人の半数である8人が、それぞれの地域で若い力を発揮しています。市外からの就農相談については年数件程度であり、市外の就農希望者に幅広く農業の魅力をPRしなければなりません。給付金受給者は新規就農者として農業の新たな担い手のみならず、地域コミュニティの活性化にも寄与しており、就農希望者を確実に就農までサポートする仕組みづくり等を通じて、今後さらに新規就農者を増加させる必要があります。

家族経営協定数は、31経営体と若干目標値に届きませんでした。国際連合において、2019年から2028年を「家族農業の10年」として定める等、世界的に家族農業が見直される中、本市においても小規模農業も含む多様な農業を支援する必要があります。

(3) 農地について

① 農地面積※の約40%が中山間地域※

本市は、農地面積3,530haのうち中山間地域がおよそ40%を占めています。また、農地面積、耕作面積※ともに徐々に減少してきており、特に中山間地域での減少が顕著で、農地の遊休化・荒廃化が大きな問題となっています。

中山間地域の荒廃農地を増加させないため、中山間地域等直接支払制度※により集落単位での取り組みを支援してきた結果、同制度の対象農用地面積は微増傾向にあり、生産条件が厳しい中山間地域の営農継続につながっています。

※青年就農給付金…青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する国の給付金。平成29年度より、事業名称が「農業次世代人材投資事業」に変更されている。

※家族経営協定…家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画や各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。

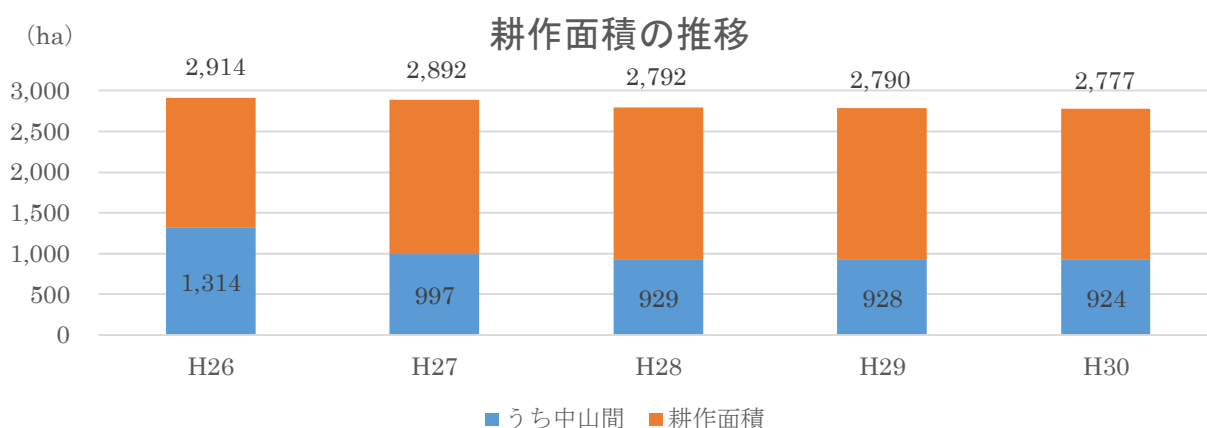
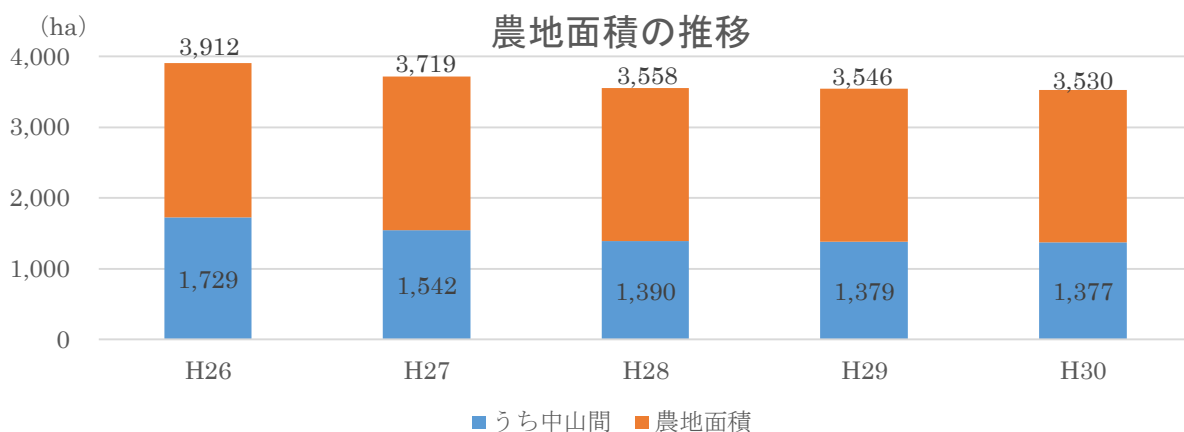
※家族経営体…農業経営体のうち世帯で事業を行うもの。

※農地面積…8月1日現在で妙高市農業委員会が管理する「農家台帳」に登録されている田・畑の面積。

※中山間地域…「新井地域(泉、瑞穂、長沢、平丸、水原)、妙高高原地域、妙高地域(関山を除く)」としている。

※耕作面積…8月1日現在で妙高市農業委員会が管理する「農家台帳」に登録されている、直接農作物の栽培に供せられる土地で、畦畔を除いた田・畑の面積。

※中山間地域等直接支払制度…不利な農業生産条件である中山間地域等において農業生産活動を維持することで多面的機能を確保するため、平成12年度から導入された制度。市と締結した協定に定めた農業生産活動や農地保全活動等を行う集落等に対し、交付金を支払うもの。



資料：農業委員会（地区別農地・耕地・遊休農地 面積集計 8月1日現在）

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
中山間地域における営農継続面積	中山間地域等直接支払制度の対象農用地面積	746.2ha	780.0ha	783.1ha	100.4%
農地の遊休率	農地面積(田・畑)に占める遊休農地*面積の割合(農業委員会による)	1.00%	0.55%	0.60%	91.7%

中山間地域における営農継続面積においては、783.1haと目標値を超える結果となりました。しかしながら、中山間地域農業の抱える現状は、高齢化や後継者不足等、依然として厳しい状況であり、令和2年度から始まる中山間地域等直接支払制度第5期対策において、いかに協定面積を維持していくかが課題となっています。

農地の遊休率においては、確実に減少しているものの、目標値にはわずかに及びませんでした。農地が適正に利用された一方、遊休農地の非農地化が進行したことが遊休率の減少の背景にあり、引き続き、妙高市農業委員会と連携し、農地適正利用に向け遊休農地の発生抑制や再生に努める必要があります。

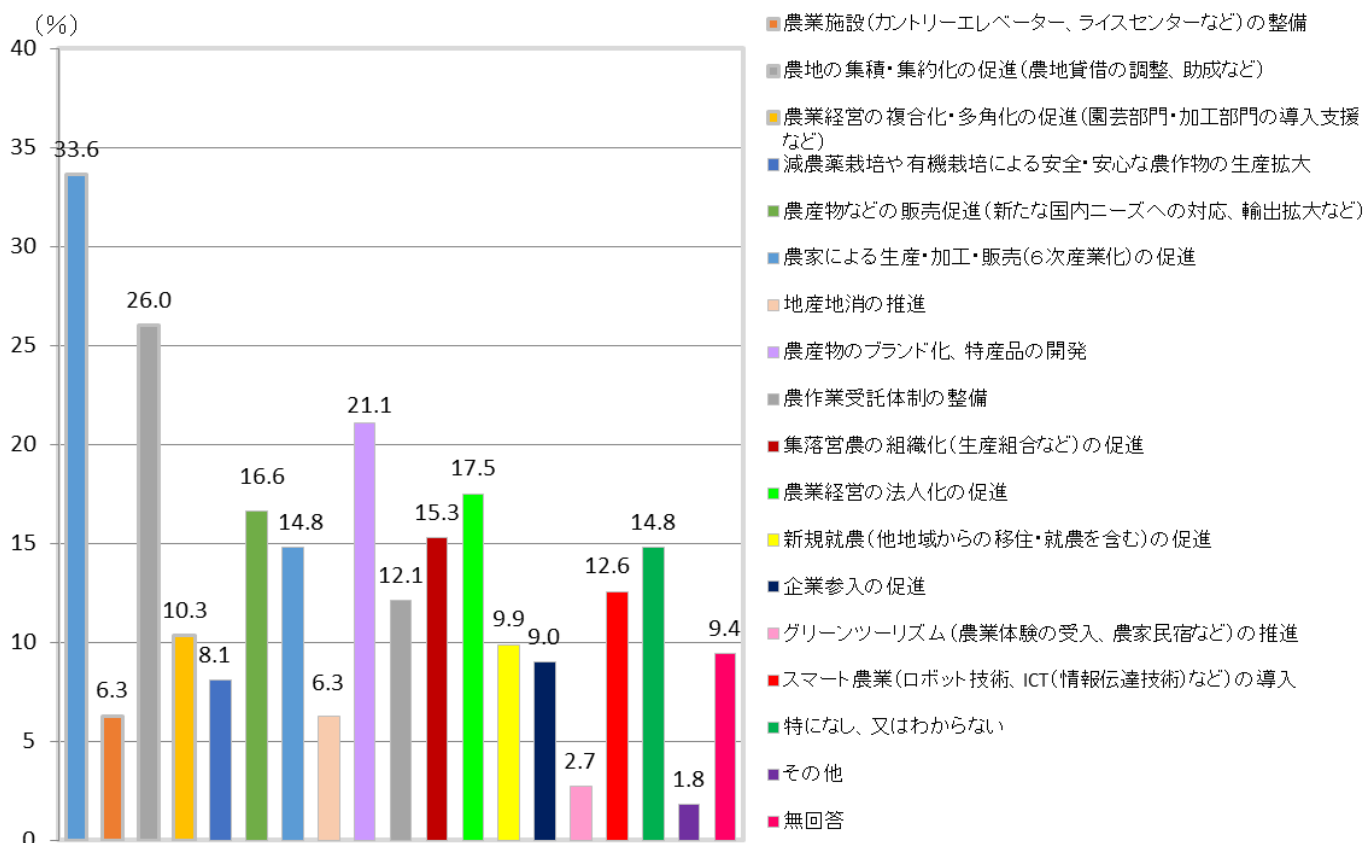
※遊休農地…農地法において定義されており、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地と、②その農業上の利用の程度が、その周辺地域に比べて著しく劣っていると認められる農地(①を除く)をいう。

② ほ場整備済みの水田は約 42ha 増加

稲作経営の生産基盤である水田のほ場整備済み面積は、第3次計画の5カ年間で約42haが整備されました。また、広島地区、杉野沢地区では、令和3年度までに約63haを整備する計画で県営ほ場整備事業が行われています。

農業者に対する意向調査結果では、ほ場整備や用排水路の整備等、農業生産基盤の整備・改善に対するニーズが高い状況にあり、柳井田地区や原通北部地区でも、ほ場整備の実施に向けた取り組みが進められています。

農業・農村の維持・活性化に必要なもの(3つ)



資料：令和元年 農業者意向調査

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
ほ場整備済み面積	市内の水田のほ場整備済み面積	1,909.2ha	1,948.1ha	1,951.5ha	100.2%

ほ場整備済み面積は、目標値を達成し、1,951.5haとなりました。ほ場整備事業においては、現在施工中が2地区、事業予定が2地区であり、今後とも事業拡大の傾向にあります。ほ場整備済み水田での担い手の経営支援や、水田での園芸導入による農家の所得向上等ソフト事業とも連携し、更なる事業拡大を目指す必要があります。

③ 農地、農業用施設の維持管理にかかる農家負担が増加

農業・農村は、食料供給の場、生活の場にとどまらず、国土の保全・水源かん養・景観形成等の多面的機能を有しています。

しかし、農業者の高齢化や減少に伴い、農地や農業用施設等の維持管理にかかる農業者への負担が大きくなってきており、一部の農業者だけでは管理が行き届かなくなってきています。

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
優良農地保全面積	多面的機能支払 [*] における農地維持支払の対象農用地面積	716ha	1,800ha	1,878ha	104.3%

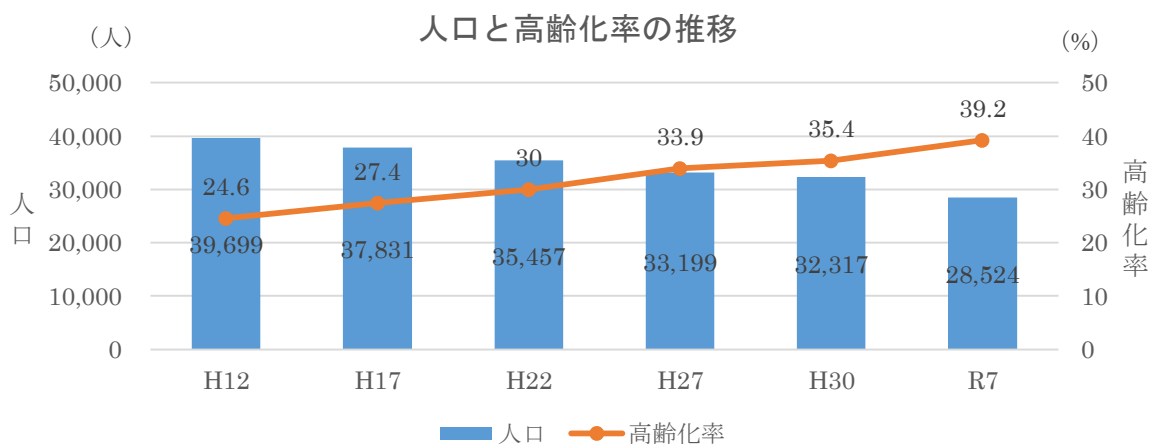
優良農地保全面積は、平成26年に多面的機能支払制度が創設されて以降、順調に増加し、目標値を超える1,878haとなっています。引き続き、取組地域の拡大を推進する一方、取り組み中の地域では、高齢化・後継者不足による対象農地の減少を防がなければなりません。

(4) 農村について

① 人口の減少と高齢化が深刻化

本市の人口は年々減少し、平成27年では33,199人と、平成22年からの5年間で2,258人(6.4%)減少しています。また、平成27年の高齢化率は33.9%で、平成22年からの5年間で3.9ポイント増加しています。将来推計人口によると、令和7年には人口が28,524人にまで減少するとされています。

このため、地域コミュニティ機能の維持を目指し、「地域支援員」を配置するとともに、人口減少と高齢化の著しい地区に「地域のこし協力隊」を配置し、“地域のこし”に取り組んでいます。



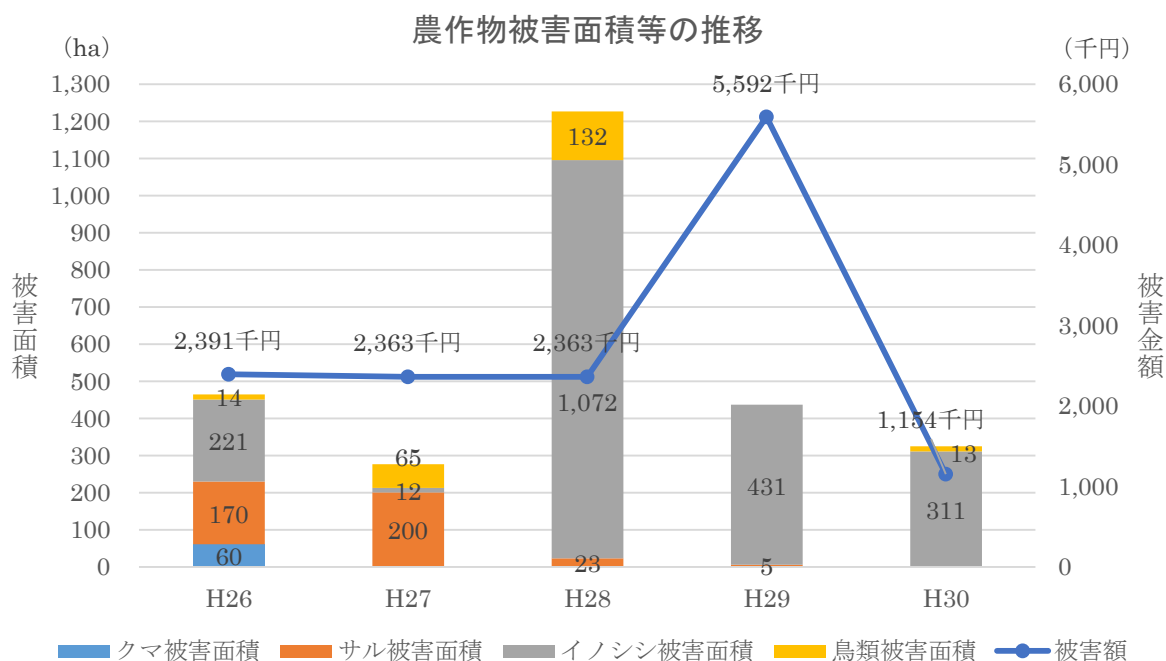
資料：H12～27:国勢調査、H30:市民税務課、R7:社人研^{*}将来推計人口

^{*}多面的機能支払…農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、平成26年度に創設された制度。水路の泥上げや農道の路面維持、水路や農道等の軽微な補修、施設の長寿命化に取り組む組織に対し、交付金を支払うもの。

^{*}社人研…国立社会保障・人口問題研究所

② 鳥獣による農作物被害が広域化

クマやイノシシ等による農作物被害が多く発生し、農家の収入減少や耕作放棄地の発生等が懸念されるため、被害防止対策として「妙高市鳥獣被害対策協議会」が電気柵の貸し出し等を行ったことから、地域住民の意識啓発と電気柵の設置が進んだことにより、妙高高原地域でのサル被害は減少傾向にあります。一方で、イノシシによる被害が深刻化しており、被害発生範囲の広域化等新たな問題が生じてきています。



資料：市への被害報告、水稲共済災害種類別支払（NOSAI 上越）

【第3次計画の施策指標の達成状況】

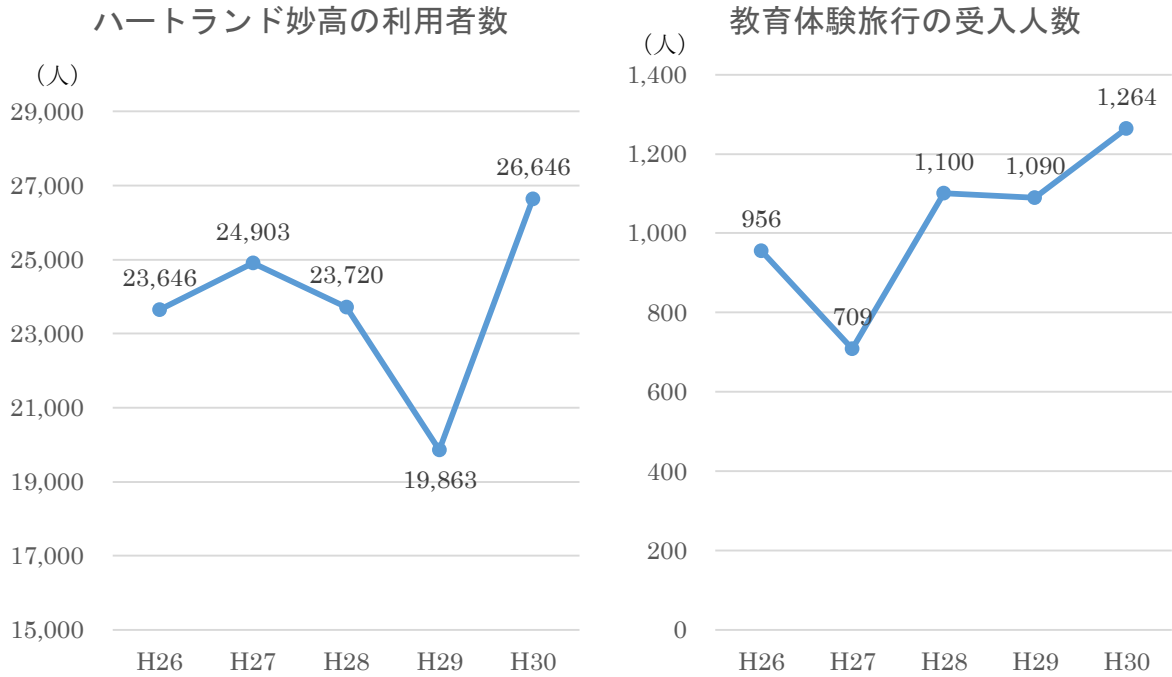
指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
鳥獣による農作物被害面積	市役所への被害報告、水稲共済災害種類別支払明細による被害面積	165a	83a	324a	25.6%

鳥獣による農作物被害面積については、目標値の4倍近い324aが被害を受けました。平成25年度に被害の大半を占めていた妙高高原地域でのサルによる農作物被害は、地域住民による対策が功を奏し年々減少しています。一方で近年、イノシシの生息頭数の増加等により、農作物被害が広域に拡大しており、妙高市鳥獣被害対策協議会と連携した被害防除と捕獲を効率的に組み合わせた対策の強化が必要です。

(5) 都市農村交流について

① 交流人口は増加傾向

妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会を中心に、教育体験旅行の受入や企業とタイアップした交流事業等を行っています。また、平成23年度にオープンしたハートランド妙高（妙高山麓都市農村交流施設）を拠点とし、新たな体験プログラムの提供や情報発信等が行われ、交流人口が増加してきています。



資料：農林課 農山村振興係

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
農村地域における交流人口	ハートランド妙高、地域活性化施設、直売所の利用者数、教育体験旅行者数、クラインガルテン利用延べ人数	385,474人	449,500人	448,500人	99.8%
ハートランド妙高利用人数	ハートランド妙高を核とした各種体験等の参加者数	22,581人	28,400人	26,646人	93.8%
教育体験旅行受入数	教育体験旅行における利用者数	717人	2,000人	1,264人	63.2%
民泊受入農家数	民宿と民泊可能農家の数	38軒	60軒	136軒	226.7%

農村地域における交流人口は年々増加していますが、目標値にはわずかに届かず、448,500人となりました。令和元年5月には地域活性化施設の一つである「友楽里館」が閉鎖する等、施設によっては利用者が減少しています。引き続き、地域活性化施設のサービス向上を図るとともに、施設間の連携や各施設の特色、魅力を最大限に発揮させ、情報発信することで利用者を確保していく必要があります。

ハートランド妙高の利用人数は、増加したものの目標値には至りませんでした。各種体験プログラムの充実やPR活動等、妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会と連携した取り組みの推進が必要となっています。

教育体験旅行の受入数は、目標値の6割程度の1,264人ととどまりました。一方で、民泊受入農家数は136軒と大幅に増えており、大規模校の受入が可能な軒数を確保できました。誘致拡大に向けて、妙高市の体験内容や農家の魅力、人柄の温かさ等を十分に伝える手立ての確立と情報発信が必要です。

【第3次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H25)	目標値 (H31)	実績値 (H30)	達成率 (%)
クラインガルテン妙高利用者の移住・定住組数	クラインガルテン妙高利用者が市内へ定住した組数	6組	12組	9組	75.0%
クラインガルテン妙高新規入居組数	新規入居組数の累計	3組	21組	18組	85.7%

クラインガルテン妙高利用者の移住定住は9組と、3組の増加にとどまっています。市で進めている移住・定住施策や、農業委員会による農地斡旋等、関係課と連携した移住・定住に向けた一体的な取組方針の策定と推進が重要となります。

また、クラインガルテン妙高の新規入居は15組増加し、目標達成率は8割程度となっています。順調に新規入居数が推移しているものの、空き区画の発生や利用者の長期継続による固定化等の新たな課題もあります。



春のハートランド妙高



冬のクラインガルテン妙高

2 妙高市の農業者・消費者等の意向

現状分析と施策検討の参考とするため、農業者 400 人、消費者 400 人（一般市民 300 人、観光業者 40 人、商工業者 40 人、福祉事業者 20 人）を対象に意向調査を実施しました。

調査結果から読み取れる主な内容は、次のとおりです。

(1) 農業者への意向調査

① 農業経営

- 農産物の生産は、「米」が 88.8%と最も高く、次いで「野菜」が 27.8%、「そば」が 6.3%となっています。平成 26 年度の前回調査時も「米」が 88.7%であり、今回調査時と変化がないことから、以前として米が本市の基幹作物であることが分かります。
- 農産物の売上は、150 万円未満が 67.7%（売上なしを含む）となっています。売上の傾向は前回調査時と変わりありません。
- 農産物の販売先は、「農業協同組合」が 65.9%と最も高く、次いで「県外の個人」が 20.2%、「市内の個人」が 19.3%となっており、前回調査時と同様に独自の販路としては個人が多いことが分かります。

② 農業者が考える今後 5 年間の農業経営

- 「現状のまま継続していきたい」が 52.5%と最も高い一方で、「経営規模を縮小したい」と「やめたい」の合計は 34.1%であり、その主な理由としては「高齢化し後継者がいない」(73.7%)、「機械の老朽化又は機械がない」(30.3%)、「米価などが低く採算が合わない」(29.0%)となっています。前回調査との比較では、「現状のまま継続していきたい」が 6.2 ポイント減少し、「経営規模を縮小したい」と「やめたい」の合計が 8.4 ポイント増加しており、農業経営の縮小傾向が強くなっています。
- 経営を安定・発展させるための取り組みとして、「農産物の自主販売、販路開拓」が 20.2%と最も高く、次いで「農地の集積・集約化」(17.5%)、「集落営農（生産組合など）の組織化・法人化」(17.0%)の順となっており、所得向上や生産の効率化、経営体制の確立の意向があることが分かります。
- 農産物や加工品の販売量を増やす取り組みとして、「需要のある農産物を生産・販売」が 26.5%と最も高く、次いで「地元を中心に出荷・販売し地産地消を進める」(22.0%)、「産地直送、インターネット販売などに取り組む」(18.4%)となっており、需要のある農産物を生産・販売し、地元中心の出荷・販売のほか、インターネット販売の取り組みの意向と期待を示していることが分かります。前回調査との比較では、「地産地消を進める」が 8 ポイント減少した一方、「外食産業や食品産業などとの連携強化」が 6.1 ポイント増加しており、新規販路の開拓に関心が高くなっていると考えられます。
- 農地中間管理機構[※]の活用方法として、「現在の経営規模を維持するため、活用しない」が 23.3%でした。また、14.8%が「農地中間管理機構の内容がわからない」と回答しており、機構の活用拡大に向け、さらなる PR が必要です。

※農地中間管理機構…地域内の分散・錯綜する農地を整理して貸し付けることで、担い手への農地の集積・集約化を進めるため、法律に基づいて都道府県ごとに整備されたもの。

- 理想の経営形態は、「農業経営の法人化が進み、中心を担う」が32.7%と最も高く、「集落営農の組織化が進み地域内で支え合う」(17.9%)、「企業参入が進み、中心を担う」(11.2%)となっており、小規模・兼業の家族経営体ではなく組織経営体[※]が中心となることが望ましいと考えていることが分かります。
- 農業・農村の維持・活性化のために必要な取り組みとしては、「農業生産基盤の整備・改善」が33.6%と最も高く、次いで「農地の集積・集約化の促進」(26.0%)、「農産物のブランド化、特産品の開発」(21.1%)となっています。

(2) 消費者への意向調査

①米や生鮮野菜の購買動向

- 米の主な購入先は、「農家(親戚や知人を含む)」が57.6%と最も高く、次いで「スーパー、量販店」(11.4%)、「米穀店」(8.9%)となっています。また、生鮮野菜の主な購入先は、「スーパー、量販店」が65.8%と最も高く、次いで「農家(親戚や知人含む)」(14.6%)、「直売所」(9.5%)の順となっています。
- 米の購入基準は、「品種」が47.5%と最も高く、次いで「価格」(39.2%)、「生産者(親戚や知人を含む)」(31.7%)となっており、生鮮野菜は、「価格」(76.0%)、「産地」(41.8%)、「外観(形、色、ツヤなど)」(25.3%)の順となっています。前回調査時と、傾向に変わりはありません。
- 米を購入するときの優先産地は、「市内産」が39.2%と最も高く、次いで「県内産」(21.5%)、「近隣市町村産」(15.8%)で、生鮮野菜では、「国内産」(33.5%)、「近隣市町村産」(18.4%)、「特にこだわらない」(15.8%)、「県内産」(13.9%)となっており、前回調査時と、傾向に変わりはありません。

②食料自給率[※]

- 食料自給率を高めるため、家庭(事業所)で取り組めることとしては、「地場農産物の消費を心がける」が57.0%と最も高く、次いで「旬の食材を利用する」が48.7%、「できるだけ国内産の農産物を購入する」が46.8%と、前回調査時と、傾向に変わりはありません。
- 食料自給率を高めるために行政が行うとよいと思うものとしては、「国内農業・農家への支援」の52.5%に次いで、「地域農産物の生産・販売情報の提供」が49.4%となっています。

[※]組織経営体…農業経営体のうち世帯で事業を行わない者(家族経営でない経営体)をいう。

[※]食料自給率…国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標。

③消費者等から見た妙高市の農業

- 妙高市の農業に対するイメージは、「農業経営は不安定で、後継者も不足しており、発展も難しい」が38.0%と最も高い一方で、「妙高市の基幹産業である」が31.0%、「農業経営は発展の可能性があり、魅力的である」が13.9%となっています。前回調査時と比較し、「妙高市の基幹産業のひとつである」が9ポイント増加しており、農業への関心や産業としての期待度として評価できます。
- 妙高市の農業の理想像として、「地産地消を重視した農業」が61.4%と最も高く、次いで「農産物などのブランド化を重視した農業」(29.8%)、「農家による六次産業化を重視した農業」(25.3%)となっています。
- 妙高市の農業に期待することは、「年間を通じて安定供給できる農産物の生産」(38.0%)、「品質の高い(品質の安定した)農産物の生産」(34.8%)、「農薬や化学肥料の使用量を減らした農産物の生産(特別栽培、有機栽培など)」(28.5%)の順となっており、品質の高い農産物の安定供給が望まれています。

④グリーン・ツーリズム*

- グリーン・ツーリズムの取り組みの認知度では、「クラインガルテン妙高を整備し、利用者や地元住民の交流を進め、定住を促進している」が54.4%、次いで「都市部の小・中学校の教育体験旅行を誘致し、農家民泊*などで受け入れている」が、40.5%と前回調査時より13.7ポイント増加しました。
- 都市住民との交流が農山村地域に与える影響としては、「都市住民からの情報や、話題が地域に入り、自分たちの住む地域の魅力を再認識したり、新しい発想が生まれたりする」が63.9%と最も高く、次いで「農産物や特産品の販路が増え、農家所得が増える」が27.2%と好影響への期待が大きいことが分かります。

⑤農業者と連携した取り組み

- 市内の農業者と連携したい取り組みとして、宿泊業と飲食業では、「農産物などの仕入れ」が70%を超えて最も高く、食品製造業では、「地域資源(自然、歴史、文化など)の保全・継承」が50.0%、福祉事業では、「農産物などを活かした商品開発(加工品、メニュー、旅行商品などの開発)」が36.8%で最も高く、業種によって連携を希望する内容は異なります。前回調査時と比較しても、「商品の販路開拓」で18.7ポイント、「農家レストランの経営」で19.7ポイントが増加し、連携を実施したい(検討したい)意向が伺えます。

*グリーン・ツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
*農家民泊…都市住民が農作業体験や農村生活体験をし、ありのままの農家で宿泊するもの。

3 妙高市の農業・農村の主要課題

本市の農業・農村の現状と問題点、国の農業・農村政策の基本方向等を踏まえ、主要課題を整理すると次のようになります。

主要課題1 農業経営の安定・発展に向けた取り組みの強化

- 需要に応じた米生産を促進させるとともに、スマート農業の普及による作業の効率化と園芸導入による経営の複合化の取り組みを進め、農業経営を安定させることが必要です。
- 農業者の高齢化や後継者不足の進行に歯止めをかけ、持続可能な農業経営を推進するため、新規就農者や認定農業者等の新たな農業者の確保や、人・農地プランの実質化に基づく農地の集積・集約化の促進等、担い手を確保・育成することが必要です。
- 農家の所得向上につなげるため、六次産業化を促進するとともに、妙高産農産物の販売拠点・情報発信拠点である四季彩館みょうこうを加えた3つの農産物直売所の販売力を強化することが必要です。

主要課題2 優良農地の確保と地域住民協働による地域資源の維持管理の推進

- 中山間地域等での営農継続を図り、耕作放棄地の発生を抑制するため、農業生産の基盤となる優良農地を維持するとともに、人・農地プランの実質化や中山間地域等直接支払制度の集落協定等を通じて、農地利用の最適化を推進することが必要です。
- 農業生産活動や維持管理にかかる経費と労力を軽減するため、地域の実情に応じた農業生産基盤の整備を進めることが必要です。また、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、地域住民協働により地域資源を適切に維持管理することが必要です。

主要課題3 交流拡大と移住・定住の促進による農村の活性化

- 交流人口の増加を図るため、教育体験旅行の新規校及びリピーター校の獲得や、一般旅行者向けに、体験プログラムと農家民宿での宿泊を組み合わせた着地型旅行商品の造成等により、都市農村交流を拡大することが必要です。
- 利用者ニーズの把握や地域住民との協働により、クライנגアルテン妙高の利用を促進し、妙高の魅力を体感してもらうことで、施設利用から移住・定住へと誘導し、人口増につなげる必要があります。

第3章 妙高市の農業・農村の目指すべき方向

1 基本理念

次世代につなぐ活力と魅力ある農業・農村の持続と再生・進化

本市の農業・農村を取り巻く情勢は、年々厳しさを増していますが、これまでの国の農業政策や本市における農業振興施策により、担い手の増加や農地の集積等、営農継続に向けた兆しが見えつつあります。

本市の農業は、基幹産業のひとつとして地域経済の発展を支えるとともに、集落機能や農山村の活力の維持（地域のこし）に必要な不可欠なものです。また、農業・農村は、食料を供給するだけでなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成等、すべての生命を育むために必要な多面的機能を有しています。

これらの重要な役割のある農業・農村を確実に次世代に引き継いでいくためには、時代のニーズや技術革新等に合わせて農業を持続的に発展させるとともに、生産者と消費者がともに支え合う農業・農村施策が必要です。

そこで、「次世代につなぐ活力と魅力ある農業・農村の持続と再生・進化」を基本理念とします。

2 基本指針

基本理念を実現するため、国連で採択された2030年を期限とする17のゴールからなる持続可能な開発目標「SDGs」もふまえて、次の3つの基本指針を柱として施策を展開していきます。

I 持続可能な農業経営の推進

農業を継続し次代に引き継いでいくためには、需要に応じた良食味の妙高産米の生産と、収益性の高い園芸作物の導入拡大等により農業経営の安定化を図るとともに、農業経営に取り組む担い手を育成していくことが重要です。また、農家の所得向上につながる六次産業化を促進するとともに直売所の販売力を強化していくことも重要です。

そこで、1つ目の基本指針を「持続可能な農業経営の推進」とし、「農業経営の安定化」、「担い手の確保と育成」、「六次産業化の促進と直売所の販売力強化」を目指した施策を展開します。

Ⅱ 農村の保全と活用

食料の生産基盤のみならず国土の保全や水源のかん養といった多面的機能を持つ農地や農業用施設等を適切に保全し、有効活用するとともに次代に繋げていくことが重要です。

そこで、2つ目の基本指針を「農村の保全と活用」とし、「優良農地の確保と農地利用の最適化の推進」、「農地・農業用施設の適切な維持管理」を目指した施策を展開します。

Ⅲ 都市農村交流から移住・定住へ

これまで培ってきた本市のグリーン・ツーリズムの基盤を活かし、都市住民との交流をさらに推進していくとともに、交流から移住・定住へとつなげていくことで、農村地域の活性化を図っていくことが重要です。

そこで、3つ目の基本指針を「都市農村交流から移住・定住へ」とし、「都市と農村の交流拡大」、「交流から移住・定住へ」を目指した施策を展開します。

第4章 基本目標を実現するための施策

基本指針Ⅰ

持続可能な農業経営の推進

■基本目標1：農業経営の安定化

【現状・課題】

- 本市では、経営耕地面積の72.9%、農産物作付面積の77.3%を水稲が占め、水稲単作経営農家が主となっています。
- 人口減少等により我が国の米消費量は、今後年間10万トンの減少が見込まれているとともに、米の作付動向や作況が米価に影響するため農業経営は不安定な状況となっています。
- そのような中、依然として米づくりが中心であり、およそ7割を占める第二種兼業農家では人手が足りないこともあり、園芸導入が進んでいない状況となっています。
- 農産物の国内需要については、少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化していることから、需要に応じて生産することが必要です。
- そのため、本市の基幹作物である水稲については、需要に応じた生産を促進するとともに、園芸導入による経営の複合化と経営の効率化につながる取り組みを促進し、農業経営の安定化を図ることが必要です。

【施策の展開方針】

- 農業経営の大規模化による農作業の省力化とコスト低減を図るため、集落営農の組織化や農地所有適格法人の新設、統合等とスマート農業の普及等により経営の効率化を進めます。
- 農業経営の安定化を図るため、需要に応じた米生産を促進するとともに、園芸導入による経営の複合化を促進します。
- 障がい者や高齢者の社会参加の促進と、農繁期における労働力を安定的に確保するため、障がい者就労支援団体や高齢者団体等との連携に向け調整を図ります。

【施策の指標】

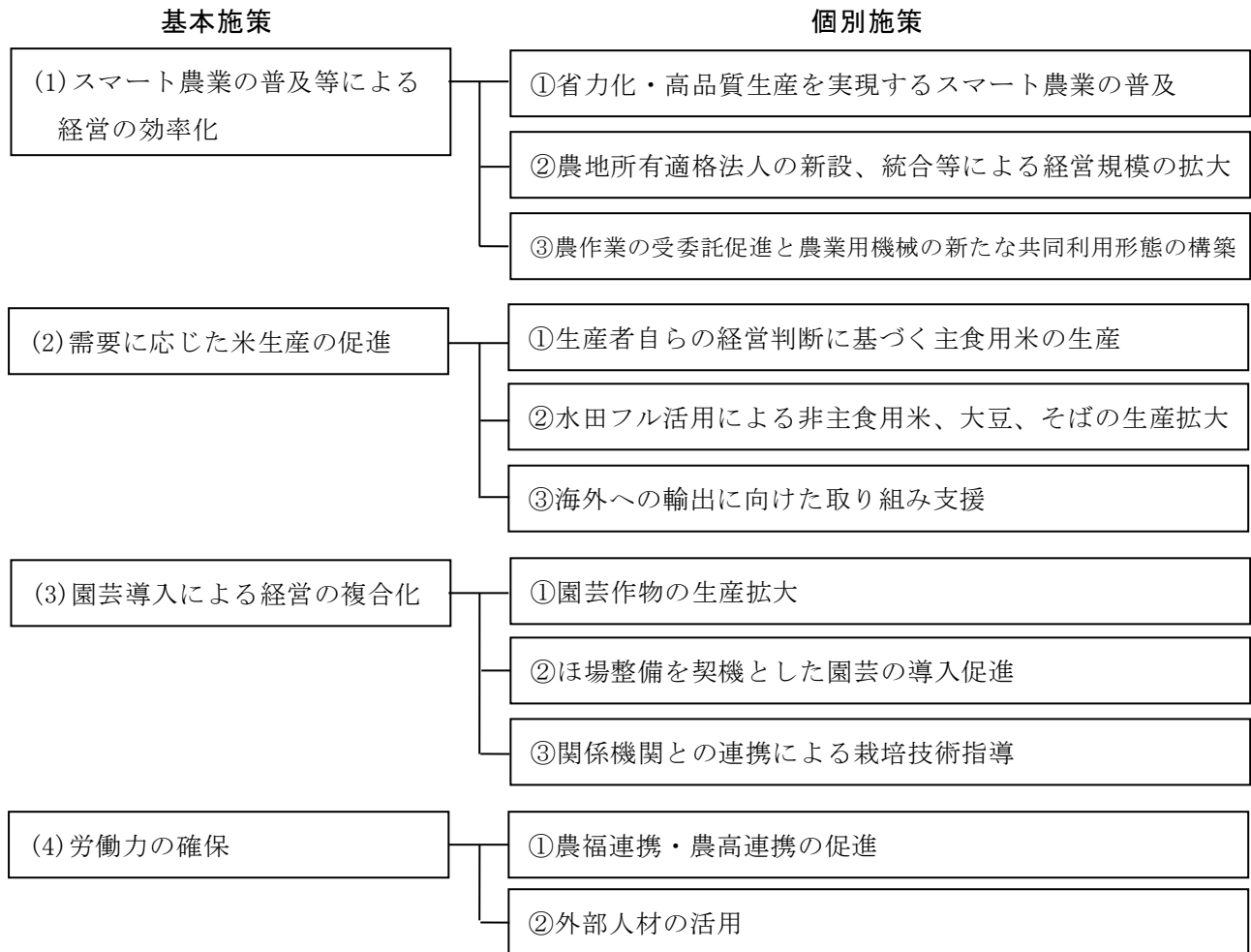
指標名	説明	現状値 (2018)	目標値 (2024)
主食用米の作付面積	水田フル活用ビジョンにおける主食用米の作付面積	1,591ha	1,570ha 以上
経営耕地面積が20ha以上の法人の割合	農地所有適格法人に占める経営耕地面積が20ha以上の法人の割合	52.9%	60.0% 以上
販売額1億円以上の少量多品目園芸産地の箇所数	新潟県園芸振興基本戦略に基づく販売額1億円以上の農産物直売所の箇所数	—	1箇所 以上
農福連携・農高連携 [※] 数	市内障がい者就労支援団体及び高齢者団体と連携した農業経営体数	1経営体	2経営体 以上

※農福連携・農高連携…障がい者や高齢者等が、農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

【施策の体系】

基本目標 1

農業経営の安定化



【個別施策の内容】

I-1-(1) スマート農業の普及等による経営の効率化

① 省力化・高品質生産を実現するスマート農業の普及

- ・国の主導により全国で進められている「スマート農業実証プロジェクト」の検証結果を踏まえて、中山間地域を多く抱える本市においても導入可能で、かつ費用対効果の高い技術情報の収集・提供を行います。
- ・すでに技術が確立されている、ドローンによる農薬散布や水管理システム等については、作業の実演・体験の機会を提供していきます。

② 農地所有適格法人の新設、統合等による経営規模の拡大

- ・地域内の担い手を確保するため、引き続き農地所有適格法人の新設を促進します。
- ・現在の農地所有適格法人の経営規模拡大による経営の効率化をさらに促進するため、統合等も視野に入れ、経営体に関する優良事例の情報収集・提供や、法人間の調整を図ります。

③ 農作業の受委託促進と農業用機械の新たな共同利用形態の構築

- ・農地所有適格法人等への基幹作業[※]等の受委託を促進し、作業の効率化と機械所有に係る負担軽減を図ります。
- ・これまで農業用機械の共同利用は、集落単位等での利用を想定していたため、作業時期の集中により機械の利用に支障が出ていることから、作業時期が重ならない地域間で共同利用できるよう民間リース機関との連携による仕組みづくりを検討します。

I-1-(2) 需要に応じた米生産の促進

① 生産者自らの経営判断に基づく主食用米の生産

- ・全国的な需給見通しを勘案し、消費者や実需者等が求める妙高産米を生産者自らの経営判断に基づいて生産することができるよう、妙高市農業再生協議会において本市の主食用米の作付目標面積を設定するとともに、需給見通し等の情報提供を行います。
- ・水稻品種については、用途や需要に応じた、つきあかり等、コシヒカリ以外の多様な品種の生産を引き続き誘導します。
- ・昨今の異常気象に対応し、米の品質と収量の安定確保を図るため、新潟県が設置した「令和元年産米の品質に関する研究会」の研究結果として報告された、多品種栽培、田植え時期の分散、水温上昇を抑える水管理等の技術的対策や栽培管理に関する情報提供に努め、異常気象に強い米づくりを推進します。

② 水田フル活用による非主食用米、大豆、そばの生産拡大

- ・妙高市農業再生協議会の構成団体である集荷事業者等と連携し、国の交付金を最大限活用する中で、水田のフル活用により、非主食用米（加工用米・米粉用米等）や大豆、そばの生産拡大を図ります。
- ・非主食用米の生産拡大にあたっては、安定生産、安定販売につながる複数年契約や、多収品種の導入を促進します。

③ 海外への輸出に向けた取り組み支援

- ・主食用米の国内需要が減少する中、新たな市場として期待が高まっている海外への米の輸出について、妙高市農業再生協議会が戦略的輸出基地として参加している、農林水産省の「コメ市場拡大戦略プロジェクト」を通じて、情報収集や相談を行いながら取り組みを支援します。
- ・米以外の農産物や農産加工品の輸出については、国や県等関係機関を通じて、その可能性について調査・検討を進めます。

※基幹作業…水稻にあつては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他作物にあつてはこれらに準ずる農作業。

I-1-(3) 園芸導入による経営の複合化

① 園芸作物の生産拡大

- ・主食用米の国内需要が減少する中、米だけに依存せず、経営基盤を強化していくため、「新潟県園芸振興基本戦略」に沿って、園芸作物の生産拡大を図ります。
- ・国の交付金を最大限活用する中で、水田のフル活用により、引き続き振興作物[※]を中心に作付誘導を進めることで、経営の複合化を促進します。

② ほ場整備を契機とした園芸の導入促進

- ・県で、ほ場整備を契機とした2割以上の園芸導入を推進しているため、本市においても、ほ場整備事業採択に向け、地元と協議・検討を重ねた上で事業計画を作成します。

③ 関係機関との連携による栽培技術指導

- ・新たに四季彩館みょうこうを加え3箇所となった農産物直売所での品揃えの充実と安定供給を目指し、これまでと同様、少量多品目を基本に、県上越農業普及指導センター等の関係機関との連携により、栽培技術指導をはじめ、販売拡大に向けた研修機会等を提供します。

I-1-(4) 労働力の確保

① 農福連携・農高連携の促進

- ・障がい者や高齢者の社会参加の促進と、農繁期を中心に不足する労働力を確保するため、障がい者就労支援団体や高齢者団体等との連携に向けた調整に取り組みます。

② 外部人材の活用

- ・若年層の農業に対する理解を深めてもらい、農業への就業意識を高めることを目的に、農業大学校等の学生を対象とした就業体験実習（インターンシップ）の受入の調整に取り組みます。



トマト畑



夏のフェーン現象により白濁した米
(令和元年産米)

※振興作物…妙高市農業再生協議会が特に生産拡大を進める品目。令和2年度ではトマト、ナス、カボチャ、アスパラ菜、サトイモ、エダマメ、ブロッコリー、アスパラガス、ダイコン、トウモロコシ、ネギ、ピーマンの12品目の予定。

■基本目標 2：担い手の確保と育成

【現状・課題】

- 農業経営体の法人化や組織化の取り組みが一巡するとともに、農業者の高齢化や後継者の農業離れが進んでいます。
- 農業者に対する意向調査結果では、後継ぎ（農業に限らず）が「いる」と回答した人の割合は 38.1%、「分からない」と回答した人も含め、「農業にも従事する予定」の割合は 23.4%にとどまっています。
- 市内全域をカバーしている 9 つの「人・農地プラン」が平成 24 年度に作成されていますが、地域における話合いを通じて将来の農地の出し手と受け手が特定されているわけではありません。
- これらの「人と農地の問題」を解決するため、農地の所有者、耕作者に対して、農地利用に関するアンケート調査を実施し、その意向等を基に集落・地域における話合いを通じて、今後の地域農業のあり方や、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針を決定（人・農地プランの実質化）する必要があります。
- そのため、まずは「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みを進め、集落・地域における話合いを通じて方針決定された「人・農地プラン」に基づき、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を促進するとともに、本市の農業を支える人材の確保・育成、また、地域の実情に適した農業経営体の組織化等を促進していくことが必要です。

【施策の展開方針】

- 本市における農業経営を持続可能なものとするため、新たな農業者を確保するとともに、本市農業の中心となる経営体の育成を図ります。
- 農地所有適格法人の構成員の高齢化や減少に対応し、持続可能な経営とするため、法人体制の強化を図ります。

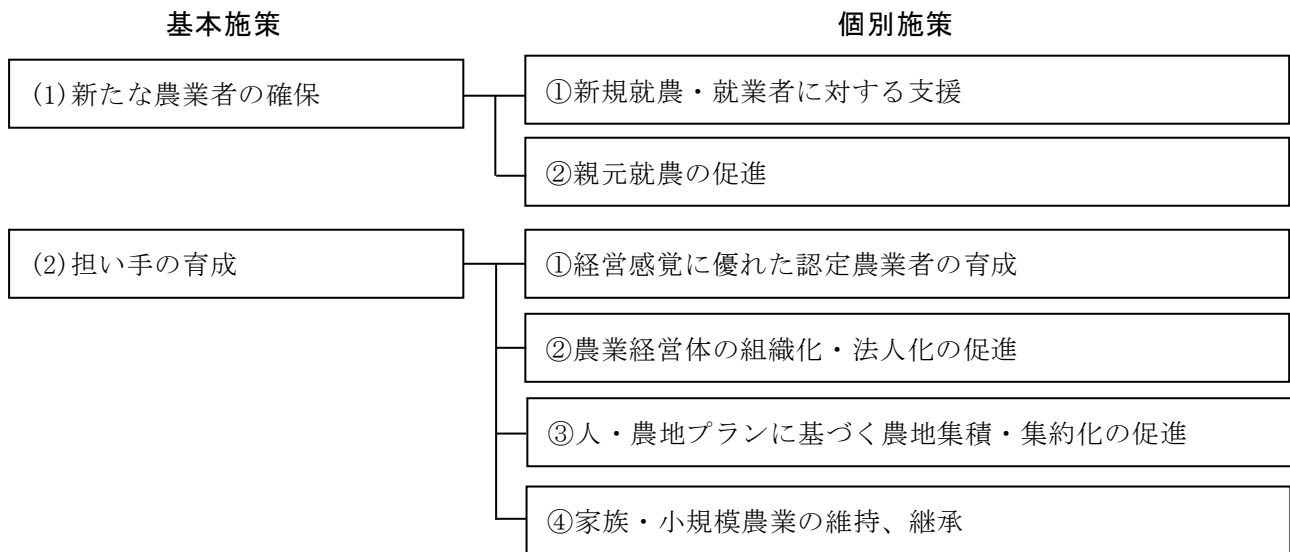
【施策の指標】

指標名	説明	現状値 (2018)	目標値 (2024)
中心経営体数	認定農業者と、人・農地プランに登録されている経営体（重複者を除く）の合計数	125 経営体	125 経営体以上
農地所有適格法人数	市内に所在する農地所有適格法人の数（新規設立による増、統合等による減を加味）	17 法人	15 法人以上
新規就農者数	農業次世代人材投資資金の受給者数（累計）	8 人	12 人以上
担い手への農地集積率	農林水産省作物統計調査における市内耕地面積のうち担い手が耕作している面積の割合	46.5%	60.0%以上

【施策の体系】

基本目標 2

担い手の確保と育成



【個別施策の内容】

I-2-(1) 新たな農業者の確保

① 新規就農・就業者に対する支援

- ・ 移住・定住総合窓口との連携促進により、就農情報の提供等を行うとともに、国の補助事業である「農業次世代人材投資資金」の交付等を通じて新規就農を促進します。
- ・ 新規就農者を雇用して研修を行う農業法人等に対しては、「農の雇用事業」等国の補助事業を活用し支援を行います。
- ・ 上越地域農業振興協議会等の関係機関と連携し、農業・畜産業・内水面漁業就業者の確保に努めます。

② 親元就農の促進

- ・ 即戦力となる担い手を確保するため、農家子弟の就農を促進します。
- ・ 機械導入に対する支援や、「農業次世代人材投資資金」により新規就農を促進します。

I-2-(2) 担い手の育成

① 経営感覚に優れた認定農業者の育成

- ・ 農業経営に高い意欲を持ち、自らの創意工夫に基づいて経営の改善・発展を目指す農業者を認定農業者として認定します。
- ・ 認定農業者の経営感覚を磨くため、優良事例の視察研修等を実施し、経営の改善・発展を支援します。

② 農業経営体の組織化・法人化の促進

- ・ 農業経営基盤を確立するため、認定農業者の法人化を促進します。

- ・農業経営を持続できる体制を整えるため、地域農業の中心を担う経営体が不足する中山間地域を中心に集落営農の組織化を促進します。

③ 人・農地プランに基づく農地集積・集約化の促進

- ・農地の所有者、耕作者に対して、農地利用に関するアンケート調査を実施し、その意向等を基に集落・地域における話し合いを通じて、地域農業のあり方や今後地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針を決定（人・農地プランの実質化）します。
- ・この実質化された「人・農地プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の活用により、地域の中心となる経営体への農地の集積を促進します。
- ・地域の中心となる経営体への農地の集積が進んだ地域については、農作業の効率化を図るため、賃料やほ場管理方法の統一等、地権者耕作者双方の合意形成を促し、分散錯綜した農地の集約化を促進します。

④ 家族・小規模農業の維持、継承

- ・地域農業や農村存続の基盤を支える、家族農業や小規模農家の経営の維持・継承に向けた支援を行い、多様な担い手を確保します。



「人・農地プラン」の実質化に向けた
集落座談会



認定農業者の先進地視察研修



市内で活躍する新規就農者



法人による複合経営の取組

■基本目標3：六次産業化の促進と直売所の販売力強化

【現状・課題】

- 本市の六次産業化の活動は、早くから農村集落組織で運営する飲食施設においてそばや郷土料理を提供する取り組みが行われてきましたが、売り上げの減少に加え、高齢化による人材不足等から活動が低迷しています。
- 一方、農地所有適格法人や農家グループ等の加工活動は、事業の拡大や新たな商品のブランド化に至っていないため、将来を見据えて計画的に取り組む必要があります。
- 加工用ブドウを活用した六次産業化商品の造成を目指し栽培を進めていますが、品質と収穫量の確保に向けた計画的、継続的な取り組みが必要です。
- また、四季彩館みょうこうの整備により3箇所となった農産物直売所は、農業者の身近で貴重な販路であることから、相乗効果を発揮しながら各施設の販売力を一層高めていく必要があります。
- そのため、品質の向上はもとより品揃えの充実や、指定管理による効率的、効果的な施設の運営と適切な維持管理に加え、消費者や実需者のニーズを把握し、魅力を高める施設の改修についての検討と必要な整備を進める必要があります。

【施策の展開方針】

- 消費者や実需者等の需要に応え、園芸作物を安定供給するため、栽培技術指導をはじめ、生産から販売までの一連の支援を通じて園芸作物の生産拡大を図ります。
- 加工用ブドウについては、品質の向上と収穫量の拡大、商品化から販路確保までの一貫した支援を行うとともに、栽培の拡大に取り組みます。

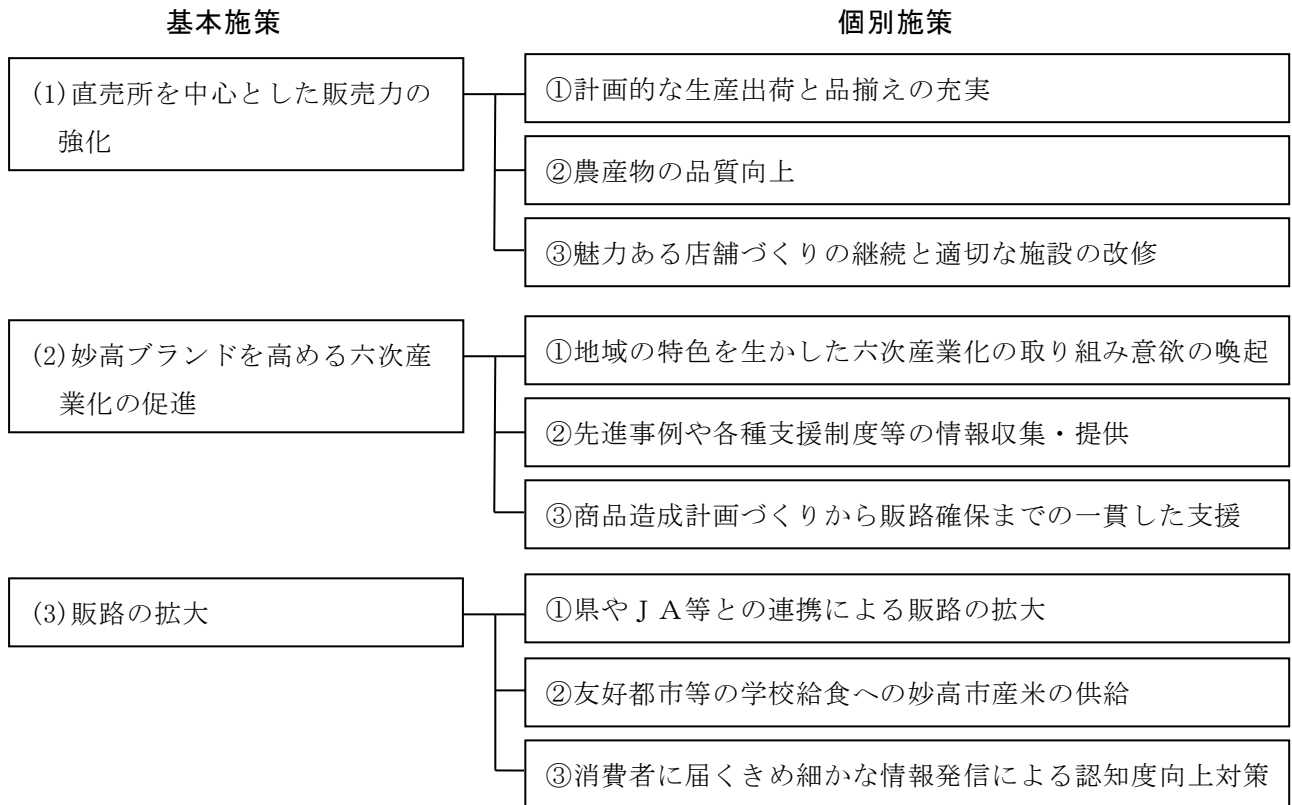
【施策の指標】

指標名	説明	現状値 (2018)	目標値 (2024)
特産品として商品化された農産物・加工品数	国の山村活性化支援事業を受けて六次産業化に取り組んだ団体により特産品として商品化された品数	3品	5品以上
市内農産物直売所の年間売上額	市内3直売所の売上額の合計 (ひだなん・とまと・みょうこう)	449,000 千円	700,000 千円以上
加工用ブドウの作付け拡大	加工用ブドウの栽培面積	1.6ha	3.6ha以上
友好都市等への学校給食用米の提供件数	妙高市産米を学校給食として利用している市町村の数	0件	1件以上

【施策の体系】

基本目標 3

六次産業化の促進と直売所の販売力強化



【個別施策の内容】

I-3-(1) 直売所を中心とした販売力の強化

① 計画的な生産出荷と品揃えの充実

- ・ 農業者の身近で貴重な販路である農産物直売所へ、消費者が求める園芸農産物の安定供給を図るため、県上越農業普及指導センターと連携して栽培技術指導を行うとともに、直売所の指定管理者との連携により売れ筋を見極めた上で、生産、販売計画についての指導を行い、品揃えの充実を図ります。
- ・ 内水面漁業者*等への販売の場を提供することで、農産物以外の品揃えの充実を図ります。

② 農産物の品質向上

- ・ 園芸農産物の品質向上を図るため、県上越農業普及指導センターや農業協同組合と連携して栽培技術指導等を進めます。

*内水面漁業者…河川、湖沼等の内水面において水産動植物の採捕事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の質を得るために、生産物を販売することを目的として営む者。

③ 魅力ある店舗づくりの継続と適切な施設の改修

- ・ 妙高産農産物の販売拠点・情報発信拠点である農産物直売所をPRするとともに、更なる魅力アップを目指して、各直売所の立地環境、客層に合わせた店舗づくりを継続し、必要に応じて適切な施設改修を実施します。
- ・ 四季彩館みょうこうの雪室や加工所の活用により、地場産農産物を使用した妙高ならではの特産品を開発する等、魅力あふれる商品を揃えた店舗づくりに取り組みます。

I-3-(2) 妙高ブランドを高める六次産業化の促進

① 地域の特色を生かした六次産業化の取り組み意欲の喚起

- ・ 地域の特色を生かしながら妙高のブランディングにつながる六次産業化を促進するため、農業者グループ等の活動内容や意向を踏まえて、指導や助言を行えるよう県上越農業普及指導センター等と連携し、取り組み意欲を喚起します。

② 先進事例や各種支援制度等の情報収集・提供

- ・ 六次産業の先進事例、成功事例をはじめ、国・県等の支援制度について情報収集を行い、直売所や生産・加工グループ等への提供を行います。
- ・ 加工用ブドウの品質と収量を高めるため、県上越農業普及指導センターや近隣葡萄園等関係機関との連携により、栽培技術等の向上を図ります。

③ 商品造成計画づくりから販路確保までの一貫した支援

- ・ 六次産業化に向けた一連の取り組みに関しては、関係機関等との連携により商品造成の計画づくりから販路の確保まで一貫した支援を行います。

I-3-(3) 販路の拡大

① 県やJA等との連携による販路の拡大

- ・ 県上越農業普及指導センターや農業協同組合と連携した栽培技術指導等により、市場出荷を目指した農作物づくりを進め、販路の拡大を図ります。

② 友好都市等の学校給食への妙高市産米の供給

- ・ 市内全校（園）に供給している認定農業者が生産する県認証米について、友好都市や教育体験旅行で本市を訪れている学校等の給食での使用の働きかけを行い、それを契機とした農業体験の提供等の可能性を探ります。

③ 消費者に届くきめ細かな情報発信による認知度向上対策

- ・ 農産物の作付から生育状況、収穫状況等を含めて、消費者が「行ってみたい」、「食べてみたい」という関心を高める直売所からの旬な情報を、きめ細かく発信することにより、妙高産農産物の注目度と認知度向上を図ります。

■基本目標 1：優良農地の確保と農地利用の最適化の推進

【現状・課題】

- 農業者に対する意向調査では、ほ場整備や用排水路の整備等、農業生産基盤の整備・改善に対するニーズが高いという結果になっています。
- 一方、農業者の高齢化と減少が続く中、生産基盤の整備・改善が行われず、生産効率の低い農地が広がる中山間地域を中心に、農地や農業用施設の維持管理活動にかかる農業者の負担が大きくなるとともに、増え続けるイノシシをはじめとする有害鳥獣による農作物等の被害が拡大しており、耕作意欲の低下につながっています。
- 特に山間地では、耕作放棄地の増加は地滑り災害等に直結する危険性が高いため、防災・減災面からも耕作放棄地の発生を抑制し、農地の保全と多面的機能の維持・発揮につなげることが求められています。
- そのため、今後も国・県の補助事業を活用しながら、ほ場整備をはじめ区画拡大や用排水路の整備等、地域の実情や立地条件に応じた基盤整備を進め、優良農地を確保していく必要があります。
- また、農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール等を通じて農地利用の最適化を推進し、遊休農地の発生抑制や再生を図っていく必要があります。

【施策の展開方針】

- 生産効率が改善された優良農地を確保するため、国・県の補助事業を活用しながら、地域の実情や立地条件に応じた生産基盤の整備を推進します。
- 農業の有する多面的機能を引き続き維持・発揮していくため、日本型直接支払制度[※]等を活用した地域共同による農地・農村の保全活動を促進します。

【施策の指標】

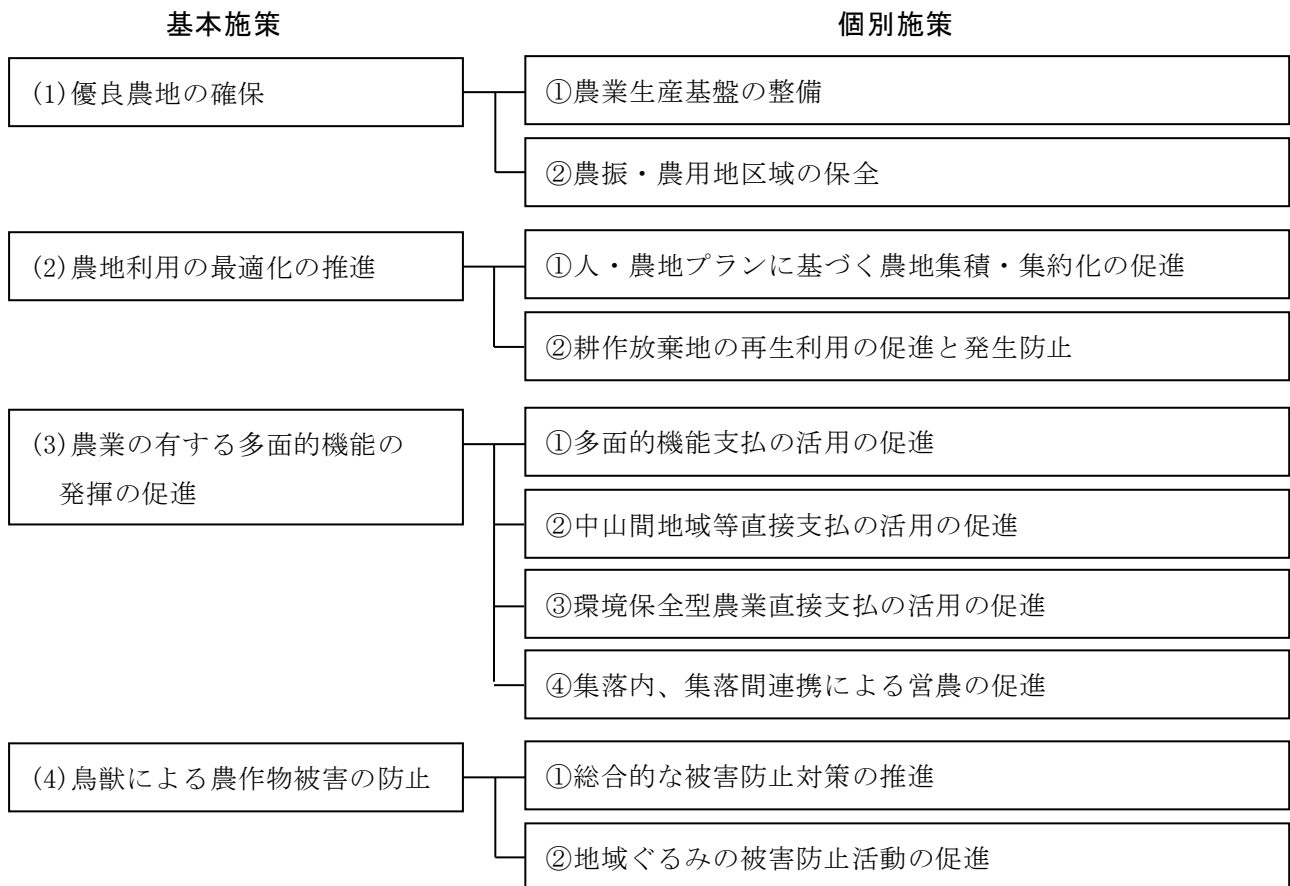
指標名	説明	現状値 (2018)	目標値 (2024)
水田のほ場整備面積	計画期間内での水田のほ場整備面積	—	76ha 以上
中山間地域における営農継続面積	中山間地域等直接支払の対象農用地面積	783.2ha	762.0ha 以上
【再掲】 担い手への農地集積率	農林水産省作物統計調査における市内耕地面積のうち担い手が耕作している面積の割合	46.5%	60.0% 以上
有害鳥獣による農作物被害額	有害鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	1,154 千円	1,154 千円 以下

※日本型直接支払制度…「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に定められた「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の3つの制度の総称。

【施策の体系】

基本目標 1

優良農地の確保と農地利用の最適化の推進



【個別施策の内容】

II-1-(1) 優良農地の確保

① 農業生産基盤の整備

- ・生産効率を高めるため、国・県の補助事業等を活用し、ほ場をはじめ農道や用排水路等、地域の実情や立地条件に応じた生産基盤の整備を計画的に進めます。

② 農振・農用地区域の保全

- ・優良農地を確保するため、「妙高農業振興地域整備計画」に基づき、農業振興地域内の農用地区域の保全に努めるとともに、計画的な土地利用を推進します。
- ・農地の実態を総合的に把握し、情勢の変化に対応した「妙高農業振興地域整備計画」とするため、法律に基づく基礎調査の実施を検討します。

II-1-(2) 農地利用の最適化の推進

① 人・農地プランに基づく農地集積・集約化の促進【再掲】

- ・農地の所有者、耕作者に対して、農地利用に関するアンケート調査を実施し、その意向等を基に集落・地域における話し合いを通じて、地域農業のあり方や今後地域の中心

となる経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針を決定（人・農地プランの実質化）します。

- ・この実質化された「人・農地プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の活用により、地域の中心となる経営体への農地の集積を促進します。
- ・地域の中心となる経営体への農地の集積が進んだ地域については、農作業の効率化を図るため、賃料やほ場管理方法の統一等、地権者と耕作者双方の合意を図ることにより、分散錯綜した農地の集約化を促進します。

② 耕作放棄地の再生利用の促進と発生防止

- ・耕作放棄地の中でも活用が見込める農地については、県の補助事業を活用し、再生利用を促進します。
- ・農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール等を通じて農地利用の最適化を推進し、遊休農地の発生抑制や再生を図ります。

II-1-(3) 農業の有する多面的機能の発揮の促進

① 多面的機能支払の活用の促進

- ・国土保全や水源かん養をはじめ、農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮するため、農地や水路等の地域資源の基礎的保全活動や、質的向上に向けた共同活動等を支援します。

② 中山間地域等直接支払の活用の促進

- ・中山間地域における生産条件の不利を補正し、営農継続につなげるため、中山間地域等直接支払制度を活用し、個別農家の所得確保及び営農体制の強化を図ります。

③ 環境保全型農業直接支払[※]の活用の促進

- ・地球温暖化の防止や生物多様性保全を図るため、環境保全型農業直接支払制度を活用し、環境保全効果の高い営農活動に取り組む販売農家を支援します。

④ 集落内、集落間連携による営農の促進

- ・集落単位を基本としつつ、集落内で困難な場合は、複数集落が連携した営農体制の構築に向けて、集落内・集落間での話合いの活発化を図ります。
- ・農業機械については、作業時期が重ならない地域間で共同利用できるよう、民間リース機関との連携による仕組みづくりを検討します。
- ・集落内で実施が困難な農作業については、集落外の経営体等とのマッチング機会を提供し、農作業の受委託を促進します。
- ・令和元年に棚田振興法が施行されたことに伴い、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進の可能性を模索します。

※環境保全型農業直接支払…化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対し、交付金を支払うもの。

Ⅱ-1-(4) 鳥獣による農作物被害の防止

① 総合的な被害防止対策の推進

- ・鳥獣による農作物被害だけでなく、人的被害の防止も含めて、関係機関で構成する「妙高市鳥獣被害対策協議会」が主体となり、「妙高市鳥獣被害防止計画」に基づいて総合的な被害防止対策を推進します。
- ・猟友会会員の高齢化が進んでいることから、関係機関と連携し、鳥獣被害対策実施隊の活動や狩猟免許取得への支援を継続し、捕獲等に携わる人材の確保と育成に努め、捕獲体制を強化します。

② 地域ぐるみの被害防止活動の促進

- ・鳥獣による被害防止活動の効果を高めるため、地域住民・猟友会・行政等が適切に役割分担し、地域ぐるみの被害防止活動を進めます。



耕作放棄地再生作業



イノシシ対策を話し合う集落環境診断



高柳のほ場整備



イノシシに踏み荒らされた水稻

■基本目標2：農地・農業用施設の適切な維持管理

【現状・課題】

- 農業用施設の老朽化や農業者の高齢化・減少に伴い、地理的要因から農業生産条件が不利な中山間地域を中心に、農地や農業用施設の維持管理活動にかかる農業者の負担がますます大きくなり、耕作放棄地の増加にもつながっています。
- 農業者に対する意向調査では、ほ場整備や用排水路の整備等、農業生産基盤の整備・改善に対するニーズが高いという結果になっています。
- 特に山間地では、耕作放棄地の増加は地滑り災害等に直結する危険性が高いため、防災・減災面からも耕作放棄地の発生を抑制し、農地の保全と多面的機能の維持・発揮につなげることが求められています。【再掲】
- そのため、今後も日本型直接支払制度を最大限に活用しながら、農地・農業用施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。

【施策の展開方針】

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施される、日本型直接支払制度を最大限に活用し、地域の共同活動を支援します。

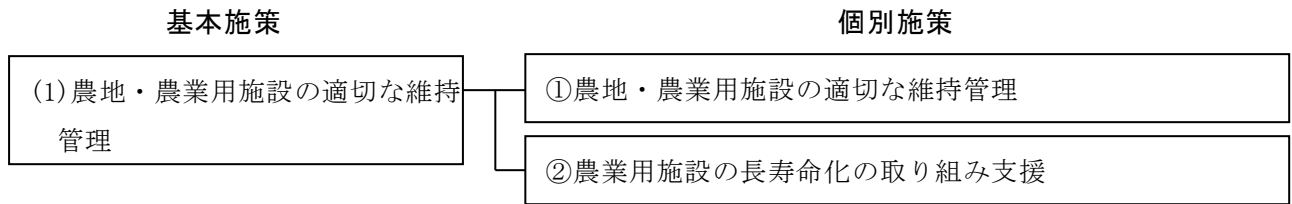
【施策の指標】

指標名	説明	現状値 (2018)	目標値 (2024)
多面的機能支払における農地維持支払対象農用地面積	多面的機能支払における農地維持支払の対象農用地面積	1,878.08ha	1,837.67ha 以上
多面的機能支払における資源向上支払対象農用地面積	多面的機能支払における資源向上支払の対象農用地面積	1,857.49ha	1,818.97ha 以上

【施策の体系】

基本目標 2

農地・農業用施設の適切な維持管理



【個別施策の内容】

Ⅱ-2-(1) 農地・農業用施設の適切な維持管理

① 農地・農業用施設の適切な維持管理

- ・ 農地や農業用施設等を適切に維持管理するため、多面的機能支払制度を活用し、農地法面の草刈りや水路の泥上げ・軽微補修等、地域共同による農地・農村保全管理活動を促進します。
- ・ 地域住民が力を合わせて行う農道や用排水路の整備、改良工事に対して、補助金交付や原材料支給による支援を行います。

② 農業用施設の長寿命化の取り組み支援

- ・ 農業用施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、多面的機能支払制度を活用し、水路の更新や未舗装農道の舗装等、施設の長寿命化のための活動を促進します。

■基本目標 1：都市と農村の交流拡大

【現状・課題】

- 本市では、妙高山麓都市農村交流施設「ハートランド妙高」を拠点に、妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会を中心とした都市と農村住民の交流活動を推進し、施設周辺への来訪や施設利用者、教育体験旅行受入数は増加しているものの、地域間や農家同士等の連携が不足しているため、強化していく必要があります。
- 特に人口減少が著しい地域では、都市住民との交流活動は、住民の暮らしや心の支えとして重要となっていますが、体験活動を受入れる農家や活動を牽引する人材も高齢化が進んでおり、受入家庭の軒数を確保していく必要があります。
- 交流人口の増加を図るため、教育体験旅行受入時の体験メニューの魅力向上や、新規校及びリピーター校の獲得により、都市農村交流を拡大することが必要です。

【施策の展開方針】

- 教育体験旅行等の体験メニューの魅力向上を図るとともに、地域資源を活用したプログラムの検討と、企業等へのアプローチも含め、積極的な誘致活動を行います。
- グリーン・ツーリズム推進組織の体制強化により、「ハートランド妙高」を核とした交流活動の拡充を図るとともに、教育体験旅行の受入拡大を図るため、現状の受入家庭数を維持しながら、交流人口の拡大を図ります。

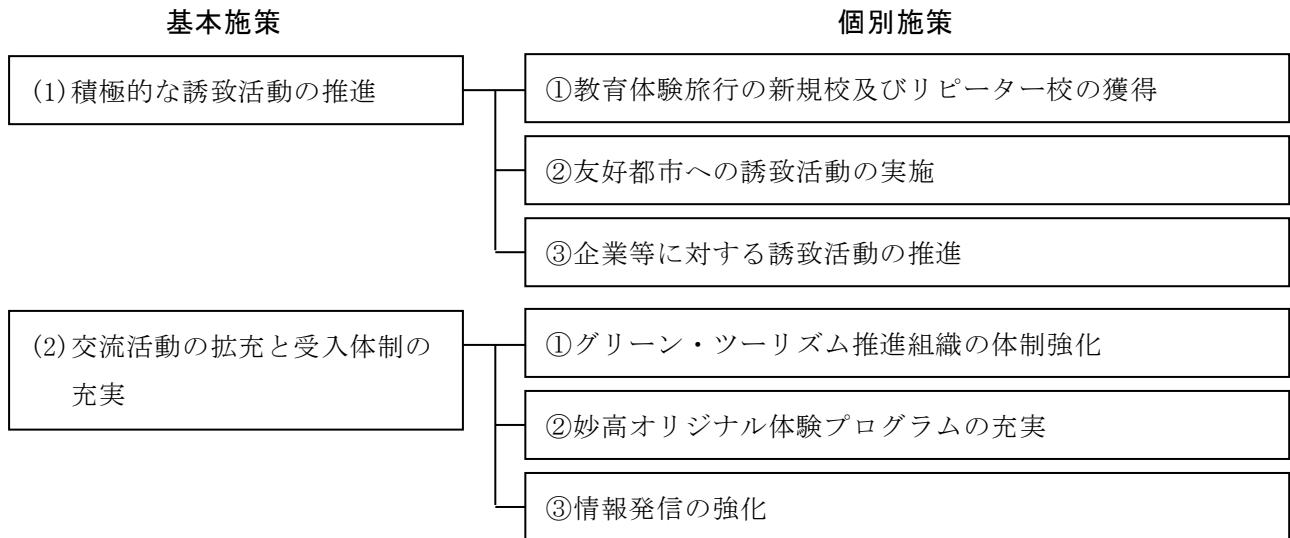
【施策の指標】

指標名	説明	現状値 (2018)	目標値 (2024)
農村地域における交流人口	ハートランド妙高、地域活性化施設、直売所の利用者数、教育体験旅行者数、クラインガルテン妙高利用延べ人数	448,500人	557,000人以上
ハートランド妙高利用人数	ハートランド妙高を核とした各種体験等の参加者数	26,646人	27,900人以上
民泊受入数	教育体験旅行のうち、民泊利用者数	572人	1,300人以上
民泊受入軒数	民泊可能な家庭数	136軒	140軒以上

【施策の体系】

基本目標 1

都市と農村の交流拡大



【個別施策の内容】

Ⅲ-1-(1) 積極的な誘致活動の推進

① 教育体験旅行の新規校及びリピーター校の獲得

- ・ 妙高ツーリズムマネジメントと連携し、旅行業者や学校関係への誘致活動や旅行商談会等へ参加等、教育体験旅行の受入拡大を図ります。
- ・ 地域ごと、家庭ごとの体験メニューを充実するとともに、受入家庭のスキルアップに向け、コミュニケーション能力や安全意識向上に向けた研修会を実施し、受入地としての魅力向上を図ります。
- ・ 学校が教育体験旅行に望む「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、学校と一体となった事前・事後学習の実施やサポート体制を充実します。

② 友好都市への誘致活動の実施

- ・ 友好都市からの教育体験旅行及び農山村体験の受入拡大に向け、教育委員会や連携部署との協議を進めるとともに、旅行業者とともに学校への誘致活動を行います。

③ 企業等に対する誘致活動の推進

- ・ 首都圏や友好都市の企業に対して、地域住民との交流や妙高の自然資源を活用した体験プログラム等の多様な組み合わせによる商品提案と誘致活動を行うとともに、ワーケーション※の受入を推進します。

※ワーケーション…テレワークの一つで、仕事(work)と休暇(vacation)を組み合わせた造語。普段の職場から離れ、リゾート地等の休暇先の地域で、普段の仕事を継続しつつ、その地域ならではの活動を行う新しい働き方のこと。

Ⅲ-1-(2) 交流活動の拡充と受入体制の充実

① グリーン・ツーリズム推進組織の体制強化

- ・妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会の活性化に向け、新規会員の獲得を図るとともに、妙高ツーリズムマネジメントや地域活性化施設、自然体験系教育機関等との事業連携に取り組みます。
- ・妙高の自然資源を活用した魅力ある体験活動の推進に向け、グリーン・ツーリズムの取り組みに関心のある市民を対象として、グリーン・ツーリズムインストラクター※の養成に取り組むとともに、インストラクターのネットワーク化を図ります。

② 妙高オリジナル体験プログラムの充実

- ・認知度が高まっている大洞原の花畑について、市、妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会、市民ボランティアが連携した適切な整備と維持管理を実施するとともに、来場者が楽しめるフォトスポットの設置や花畑を活用した体験プログラムを提供します。
- ・周辺農家や「妙高山麓直売センターとまと」等と協力し、貸付農園や体験畑を拡大するとともに、山菜やブドウ、栗等の作付けを進め、収穫や加工の体験プログラムを提供します。
- ・地域活性化施設や観光施設、地元農家等との連携により、地域全体を体験フィールドに見立て、少人数や親子で体験できるプログラムの充実を図ります。
- ・冬期間の体験プログラムの充実を図り、年間を通じた魅力ある体験プログラムを提供します。

③ 情報発信の強化

- ・利用者が興味を持つような、分かりやすく見やすいホームページづくりに努めます。
- ・タイムリーな情報発信を行うため、SNS※の積極的な活用を図ります。
- ・妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会や妙高ツーリズムマネジメントと連携し、グリーン・ツーリズム関連イベントや観光イベント等へ参加し、妙高の体験プログラム等の情報発信を行います。

※グリーン・ツーリズムインストラクター…農山漁村を訪れる都市住民に対し、地域案内や体験指導等を通じて地域の魅力を伝えることができる人材で、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が、育成・認定する民間資格のこと。

※SNS（ソーシャルネットワークサービス）…Social Network Service の略で、人のつながりを、インターネットを通じて構築するサービスのこと。

■基本目標2：交流から移住・定住へ

【現状・課題】

- 平成19年に整備した「クラインガルテン妙高」は、これまでに首都圏や関西圏等の都市住民から延べ55組に利用され、妙高での暮らしが実践されています。
- しかし、利用を希望する待機者が減ってきたことに加え、平成29年度より漸次的に退去者が増え、空き区画が生じています。
- これを受け、空き区画の解消に努め、利用者の拡大を図るとともに、妙高の魅力を体感したクラインガルテン妙高利用者への積極的な定住促進を図る必要があります。

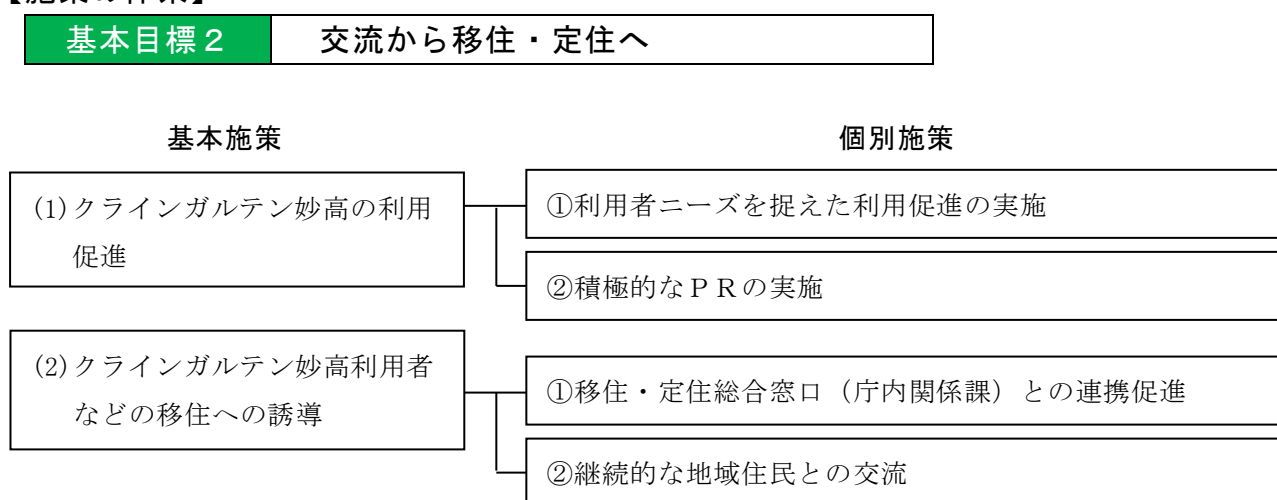
【施策の展開方針】

- 都市住民に対して、クラインガルテン妙高を通じて地域の魅力が感じられるよう、利用しやすい体制整備や情報発信を行います。
- クラインガルテン妙高の利用者に対して、引き続き妙高暮らしに対するサポートを行うとともに、住居や市内における暮らしの相談等、移住・定住に関わる総合的なサポートを行います。

【施策の指標】

指標名	説明	現状値 (2018)	目標値 (2024)
クラインガルテン妙高利用者の移住・定住組数	クラインガルテン妙高利用者が市内へ定住した組数	9組	14組以上
クラインガルテン妙高利用組数	ラウベ全20区画における利用組数	18組	20組

【施策の体系】



【個別施策の内容】

Ⅲ-2-(1) クラインガルテン妙高の利用促進

① 利用者ニーズを捉えた利用促進の実施

- ・移住希望者や田舎暮らしに興味のあるかた等に向け、本市の魅力や生活環境を気軽に体験できる短期利用制度の実施等を通じて、クラインガルテン妙高に求めるニーズを把握し、管理運営に活かす中で利用者の拡大を図るとともに、移住・定住の促進に努めます。

② 積極的なPRの実施

- ・田舎暮らし情報誌への掲載、市のホームページやSNS等を通じ、利用者の様子や生活環境、四季折々の情報を発信する等、積極的なPRに努めます。
- ・庁内関係課との連携により、移住・定住関係のイベント等へ参加し、妙高の生活情報や観光情報等を積極的にPRします。また、移住・定住に関心のあるかたに対するダイレクトメール等による情報発信を行います。
- ・友好都市の企業や事業所等に対して、クラインガルテン妙高の魅力をPRします。

Ⅲ-2-(2) クラインガルテン妙高利用者などの移住への誘導

① 移住・定住総合窓口（庁内関係課）との連携促進

- ・庁内関係課と連携し、空き家や就農等の情報に加え、地域との橋渡しや地域特有の生活情報の提供を行う等、妙高への移住・定住に向けた総合的な相談、サポートを行います。

② 継続的な地域住民との交流

- ・周辺住民との交流や市内の祭事、イベントへの参加を促し、妙高への愛着を醸成することで本市への移住を促進します。
- ・移住後の生活安定に向けて、関係団体や地域住民と連携し、農地所有適格法人等への橋渡し等、就労の場の確保に努めます。



クラインガルテン妙高



ハートランド妙高

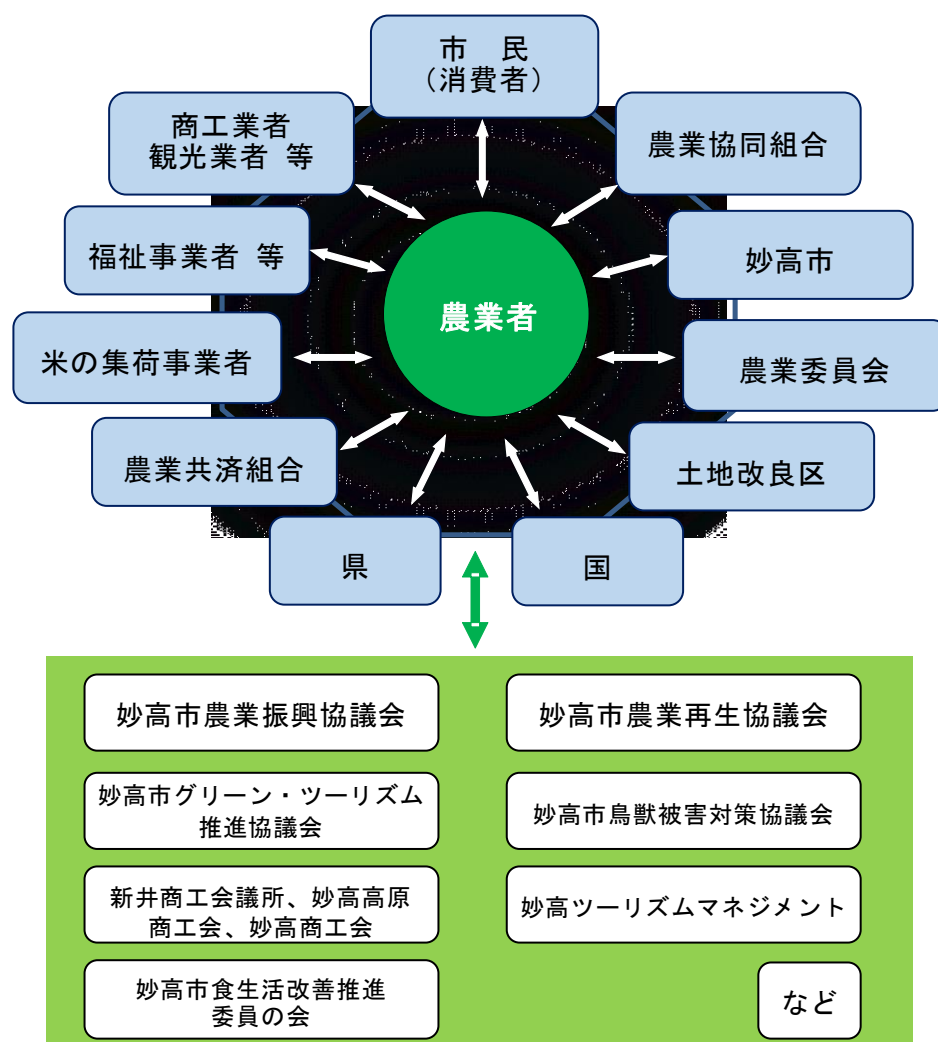
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に基づく施策を展開し、基本目標や基本理念を実現するため、主役である農業者のほか、農業協同組合、行政、市民等が計画の趣旨や施策内容、基本的な役割を理解し、それぞれが主体的に取り組むことを基本としつつ、相互に連携しながら計画を推進していきます。

また、妙高市農業振興協議会*や妙高市農業再生協議会*等を通じ、関係団体間の施策調整や連携強化を図り、一体的な取り組みを推進します。

■各主体（関係団体）の連携イメージ



*妙高市農業振興協議会…妙高市農業の発展に寄与する基本施策の策定と、農業者の自主的な創意と努力を促す総合的な誘導施策の推進を目的として、市や農協、県、農業共済組合等で構成する組織。

*妙高市農業再生協議会…経営所得安定対策の推進や戦略作物の生産振興、米の需給調整の推進等を目的として、市や農業共済組合、農協、農業者等で構成する組織。

2 基本的な役割

◆ 農業者

- 需要に応じた米生産の推進
- 水田フル活用ビジョンに基づく園芸作物導入による農業経営の複合化
- 農地の集積・集約化、スマート農業の導入による農業経営の効率化
- 環境保全型農業の推進
- 農地や農業用施設、農村環境の保全

◆ 農業協同組合

- 農産物等の有利販売、販路拡大
- 農産物等の流通コストの削減
- 生産資材の安価調達
- 市場動向や消費者・実需者ニーズに対応した営農指導
- 担い手の確保と育成

◆ 米の集荷事業者

- 妙高産米の有利販売、販路拡大
- 実需に基づく生産者への出荷依頼

◆ 土地改良区

- 農業者や市と連携した農業生産基盤の維持管理と整備
- 農地や水利の利用調整

◆ 農業共済組合

- 農業共済制度の適切な運用
- 農業者のリスク回避のための各種支援

◆ 市民（消費者）

- 妙高産農産物の消費拡大
- 「食べ残しゼロ」、残さの堆肥化等による環境負荷の軽減
- 農業・農村が持つ多面的機能に関する理解度の向上
- 農地等の保全管理活動への積極的な参画

◆ 事業者（商工・観光業者等）

- 妙高産農産物の利用拡大、P R
- 「食べ残しゼロ」等による環境負荷の軽減
- 農商工連携の推進

◆ 事業者（福祉事業者等）

- 農福連携・農高連携の推進
- 福祉施設等での妙高産農産物の利用拡大、P R

◆国・県

- 農業者への技術普及、営農指導
- 市等と連携した具体的施策の推進

◆妙高市

- 本計画に基づく施策の総合的な推進
- 関係団体等との施策調整
- 農業者や農業団体等の主体的な取り組みに対する支援
- 担い手の確保と育成

◆妙高市農業委員会

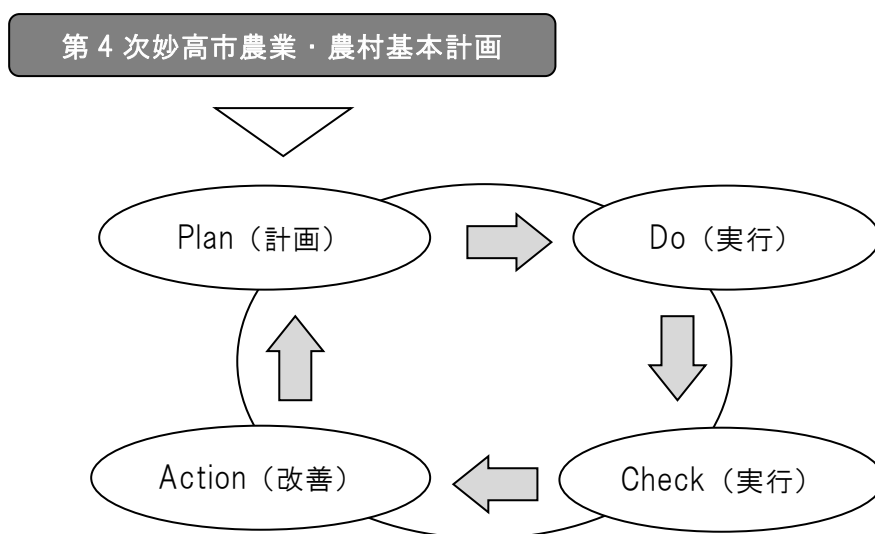
- 人・農地プランに基づく農地の集積・集約化のための利用調整
- 農地利用の最適化
- 農地の遊休化・荒廃化の防止

3 計画の進行管理

本計画に示した施策は、重要度や優先度等から判断し、実施に移していきます。実施にあたっては、妙高市統合マネジメントシステムに基づいて毎年策定する「主要事業計画」において、事業の目標や取組内容等を明らかにしていきます。

また、事業の成果や目標の達成状況、残された課題等を明らかにし、取組内容を継続的に改善していくため、妙高市統合マネジメントシステムに基づく行政評価（P D C Aサイクル※）により、進行管理していきます。

■計画の進行管理（P D C Aサイクル）のイメージ



※P D C Aサイクルとは、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の一連の流れを繰り返すことで、事業を継続的に改善していくための手法です。

4 計画の見直し

現在、国の農業施策の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われています。本市の農業・農村施策は国の政策と連動して進めることが基本であるため、今後、国の農業・農村政策等の基本方向が大きく変化した場合においては、計画期間内であっても必要に応じて本計画の施策を見直すものとします。

第6章 資料編

1 計画の策定体制と策定経過

(1) 策定体制

■ 委員

役職	所 属	氏 名
委員長	妙高市農業委員会 会長	安原 義之
副委員長	一般社団法人 妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会 会長	町田 久子
委員	認定農業者	中村 義信
委員	認定農業者	山下 岳幸
委員	農事組合法人 やしろ	古川 諭
委員	農事組合法人 エコパル	山川 徳子
委員	新規就農者代表	小川 夕子
委員	中山間地域等直接支払 上小沢集落協定 役員	生井 一広
委員	農産物直売施設 (ひだなん利用組合役員)	宮越 弘美
委員	新潟県立高田農業高等学校 教諭	廣瀬 久人
委員	えちご上越農業協同組合 頸南営農センター長	小野田和茂
委員	大江口土地改良区 事務局長	古川 昌之
委員	新潟県上越農業普及指導センター 課長代理	星 洋介
委員	妙高商工会 事務局長	宮下 利之
委員	一般社団法人妙高ツーリズムマネジメント 理事	鴨井 茂人

(敬称略、順不同)

■ オブザーバー

所 属	氏 名
北陸農政局新潟県拠点 主任農政業務管理官	平山 静一郎

■ 事務局

所 属	氏 名
妙高市農林課 課長	吉越 哲也
妙高市農林課 課長補佐	鴨井 敏英
妙高市農林課農業振興係 係長	山崎 一
妙高市農林課農業振興係 主事	竹内 風吹
妙高市農林課農地林政係 係長	東條 義博
妙高市農林課農山村振興係 係長	大沢 光紀
妙高市農業委員会事務局 次長	西澤 明夫

(2) 策定経過

■第1回策定検討委員会

- 期 日 令和元年6月21日
- 内 容
 - ・委員長、副委員長の選任
 - ・策定の趣旨やスケジュール等の確認
 - ・農業・農村の現状と課題、施策の検討にあたっての主要視点の確認
 - ・意向調査内容の確認

■農業者意向調査

- 期 間 令和元年7月12日～令和元年7月31日
- 配布数 400人
- 回答者 223人（回収率：55.75%）

■消費者意向調査

- 期 間 令和元年7月12日～令和元年7月31日
- 配布数 消費者400人（一般市民300人、観光業者40人、商工業者40人、福祉事業者20人）
- 回答者 158人（回収率：39.50%）

■副市長・関係課長会議

- 期 日 令和元年12月9日
- 内 容
 - ・計画素案の審議

■第2回策定検討委員会

- 期 日 令和元年12月23日
- 内 容
 - ・意向調査結果の報告
 - ・計画素案の審議

■パブリック・コメントの実施（令和2年2月6日～令和2年3月6日）

2 意向調査結果

別冊のとおり

第4次妙高市農業・農村基本計画

作 成 令和2年3月 妙高市

問い合わせ先 農林課 農業振興係

電話：0255-74-0027

HP：<https://www.city.myoko.niigata.jp>

E-Mail：norin@city.myoko.niigata.jp